校正折たく柴の記　上

E 26
462

折たく柴の記

我家に折たく柴記写本三巻あり本書中巻三十六頁「朴使の事しるすに
つけて」云々より下を漫りに分ちて三巻とせしものなり中山君の校印ありし活本底
などいふものに押したるにや直ちに破り棄てんも惜しければ試みに對校して
本書の傍に註を

明治三十一年三月源高湛

B 23475

宝永六年也

訂正
降りしところ也ハ降るとあるべし是等も當時の文にハ多く見ゆれど注意すべし

折たく柴の記中
己丑の春正月十日に、大喪の御事聞えて、明日は人々西城に参るべき由
を告来れり。我も明る十一日に参る。時に封事を袖にして、詮房朝臣して
奉らむと思ひしに、あふにかゝるはゞかりしかば、その舎弟中務少輔詮衡し
て奉る。今の淡路守の事也其封事には、當時の急三條をしるしたりき。此日、夜に入
て雨降ぬ。これ去年十月廿日のうち、はじめて降りしところ也。十二日に
もまた参て封事を奉る。此夜また雨降りて暁に至れり。これより日々に
参りしかども、いまだ詮房朝臣にはあはず。十五日に至て、初てあひて、此
ほど申せし事などの事承りたりけり。十七日に、大銭を廃せらるべきの由
仰出さる。此夜また雨ふりて暁に至る。人々の宅地、町々等を他所に引移
さるゝ事共のやうしを、此比の事なるべし。大銭の事前にしるせしごとくまた去年冬より此かた、商人共通行すべき由の證状をまゐらすべきとて、其事の催促、大喪の御事ありし日に至れり。また人々の宅地町々引移すべき由これと共、年すでに明にければ、家こぼち、屋作り、資財雑具等、そのうちはこびぬ。先例かゝる御事のある時は、七日ほどは、工商共に其職業をとゞめぬれど、そのほどすぎて

瘟二 踊子、わたつミ 一二 散楽 一八 外交 三二
東京帝國大學圖書
B 23475

されき。此たび若君御誕生ありて、世良田と称しまゐらせられし御事によりて、かの僧正、やがて日光准后につきて、かの系圖をまゐらすべき由申されしを、同き廿九日に、准后其由をもて申給ひ、僧正の坊よりつひに八月二日の事なり 其系圖をば献られたりけり。其ゞ家にある新田系図一巻ハ、かの僧正の坊、斎藤といふものにすきうつしさせて、贈られしものゝ、まさ龍山公の御書と題して小きなる奉書紙を、ふたつに切てつぎしに、かきしものは、かの太閤より見せまゐらせしものを、某してうつさしめられし時に、御ゆるしをかうふりて、某も一本をうつし候ハゞやと望申志しかば、こゝろにまかすべしと仰下されて、うつしたまへしところなり、

これよりさき六月十八日にめされて參りしが、去る十二日、御臺所従三位に叙せられ給ひし事仰下されし。同十九日に、人々參賀ありき。同三十日に明日名仰らるべき事ある由、大和守重之仰を傳へらる、病する事ありて參らず。七月六日に至て、出仕せしに、此日新恩の事仰下され、武藏國埼玉、野平村比企奈良閑村越畑村等二郡において五百石の地を賜りたり。十一月三日、本城に移らせ給ふによりて、中の口の部屋下さるゝの由仰下されしかど、蓮池御門より出入るべき由をも仰下さる。同三日に、小普請奉行竹田丹波守かの部屋を引渡す 同九日、ロウマ人の来由を問ふべき由仰かうふる。此事の詳なる事ハ、別に録せしものあれば、こゝには志るさず。まさ此年の三月廿九日に、長崎港の事仰下されし事どもあり。此事も別に録せし物もあり。又下にみえし事もあれば、こゝには志るさず。かくてぞ、此年はすでに暮ける。

宝永七年

庚寅の年正月、元三の儀は、前に志るし侍り。十一日には、今日かざられし御具足を観せられ、其後御連歌の儀をも観せらる。十二日には、此日西郭門を建られんこと仰下されし由を承る。今いふ芝口御門の事也 これも、去年六月廿三日にめされて、朝鮮の聘使来らん時の事につきて、議し申べき事あらんには、志るしてまゐらせよと仰下されたり。十月十日に至て、其事を議し申す冊子を奉る。その中に、西郭のみいまだ國門あらざる事を申志し一條あり。これによりて、此日此事に及ばれしなり、某にも其由仰下されし所也。此月廿二日に、又聘事後議を奉り。二月朔日にも、またその應接事

正徳元年

る。此事日ならずして京に聞えしかバ、同廿五日に大坂におもむき、十二月二日それより又南都にゆきむかひ、同五日に京に帰らんとして、まづ宇治に至りとゞまり。明ればバ六日に京には帰れり。すべてこれらの事どもも別に録せしものどもあまた。こゝには其詳なる事をバもらしぬ。辛卯年正月元日、天皇御元服の儀を觀たり。此日まぢかく龍顔を拝しけることありがたき事なれ。そのゝち琉球の使聘事終りて帰るとて伏見に来りとゞまるを聞て、同八日にかしこにある薩摩守の第にゆきむかひて、美里豊見城兩王子等に相遇ふ事を得たり。これかねてより仰下されし事ありしが故なり。同廿一日に京をたちて、二月三日までこゝには帰りたりける。十五日に、白書院に御出ありし時、御前にめされて、労を慰し給ふ仰を蒙りぬ。三月朔日に、田安、清水、竹橋等の御門、晝の程出入の事仰下さる。同廿三日、此たび修繕せられし御船ども御覽の供奉に候す。六月十一日に、布衣の侍に台加らる。同廿三日に朝鮮聘使進見賜宴辭見等の儀ハ次第を奉る。これハ帰京のゝち仰下されし所なり。八月廿五日内々ハ仰ありて、客使来らむ時に、中路まで、出迎しめらるべし。路費の料とすべしとて、黄金百兩を賜る。九月廿三日に至て、相摸守政直朝臣仰を傳へて、朝鮮の使川崎の驛に来らん時に、出むかふべき由を仰下され、黄金二枚を賜り。また道中人馬の御朱印を下さる。十月十一日に、叙爵の事仰下され、筑後守に任ぜられ、御前にめされて、時服賜りて、罷出ぬれバ、詮房朝臣に仰せて、末次の御太刀、絲巻金作、五位の位袍、狩衣等の物具ことごとく皆下し賜る。これハ此ほどこれらの物ども仰下さるべき、のふ調進せしめバ、けふ叙爵の事仰下されしとぞ聞えたりける。同十七日に、こゝをたちて、午の時ばかりに、川崎の驛に至りて、此夕朝鮮の信使等に對面す。十八日の暁より、川崎をたちて未の半に、淺草の客館に至り、人々にいふべき事どもいひ終りてのちに、帰り参れる由を申す。十九日には、叙爵拝賀の儀あり。十一月の朔日には、客使進見、三日に賜宴、四日に朝鮮の馬上方御

京にしてハ幔幕の中に唐の椅子を設けしと聞えたりけり。事の急なるに應ぜし所なれバ、いかにもありぬべし。それらの儀しかるべからんど申て、飛驛して京より斑幔と兀子とをとりよせて此所にて斑幔の内に兀子を設けたりき。前攝政殿下此事を聞召されて、ほめさせ給ひしとぞ承ける。又其川崎の驛にゆきて信使にむかふべしと仰下されしかバ其時に着つべきものゝ事をおもひめぐらすに、これ古にいはゆる草野の會也。されバ此所にて用ひられん所ハしかるべからず。凡武事にハ水干を用ふる事、武家の舊儀也。此物を用ふべしとおもひしかバ、うちうち其事を申請ふて、かしこにゆきしに、信使等對馬守が許に使して、こよひの客ハいかなる冠服をか用ひ給ふらん。其議によりて、こなたにもまたそれ心得あるべしといひしかバ、對馬守よりしてまた我許にも此由いひ贈りし。今日の事ハ、逆旅の事なり。某ハたゞ武の常服をもて入るべし。客使もまた常服をや用ひらるべきと答ふ。某がさぶらひの儀ハ、緣塗のえぼうしに木蘭地の水干袴に括して、銀作の野太刀をはくべし。其官人等出むかふ事もこそあれとおもひしかバ、肩輿の中に沓を入れたり。案のごとく、館門に至りしに、上々官などいふものの出むかふと見えしかバ、やがてかの沓を出しつけて門よりぞ入りける。すべて此等の事、國躰といふものにかゝる事をも、武家の舊儀ある事をもわきまへぬ人々にハ、共に論ずべからざる所なり。

外使の時の事しるすにつけて、思ひ出でし事、また一つ二つあり。はじめ京にのぼるとて美濃國大垣を過るほどに、その邊の家々すべて(ことごとく中)榜示をたてゝ(たてある中)あるを見れバ、こゝをバ一丈きるべし、かしこをバ一尺きるべしなど、尺寸をわかちてしるしたり。いかなる事にやと問ひしに、朝鮮の聘事につきて、其事承り給ひし人々の(家人等中)、こゝを過給ひしに、大目付・勘定奉行等の人々召供せられし、對馬守の家人このところ路狹くして、大旗の通らん時の煩あるべしと申ししかバ、おほくは沙汰し置れしといふなりき。其の使

訂正
いかなる事にやハ、いかなる事にあといふべき格之、當時の文にハ、是等の違格多し、なほ下文に

も見えたり、注意すべし、

のころを過るハ、此度を始とやすると問ひしに、彼使の来る毎に必す此所をバ通り給ひしと答ふ。京につきし事を注進せし書に、此事を議して、此等の事、沿路諸國の煩なるべし。彼使来りしより此かゝる事の煩なかりしを、今はたこれらの沙汰あらん事も、つとも志かるべからずと申したりき。後に聞に、これらの事ハこと〴〵くとゞめられき。また外使京よりてこゝに来り帰らん道のほど、かの一行の人の乗るべき駿馬をも、諸大名の役に課せらるこれ例なり。其役を充らるべき事例をしるしてまゐらせしに、たとへバ西國大名の中遠江國より東の役を課せ、東國の大名の中、三河國より西の役に充らるゝありて、凡役にしたがふ事、一日程を限として、来らん時に一日、帰らん時に一日、すべて両日に過べからずと見えたり。甚これを見て、此さだめ然るべしとも見えず。西國の人々にも、三河の國より西の事を課せ、東國の人々にも、遠江國より東の事を課すべき事にや。さらば西國の大名の家人等、外使来らんを送りし後ハ、各大坂

の屋敷に帰りて、外使帰らん期にさきだちて、迎ふべき所に出むかひ。また東國大名の家人ハ、外使を迎へし後にハ此所に来り集りて、外使帰らんに至て、これを送るべし。さらバ各其使もよろしくして、おのづから路費の用其半をバ減ずべし。また其役にしたがふ事、只一日をもって限とせんも然るべからず。諸國の大名、此度の役に従はんに、僅に一日二日を論ずべきにもあらず。凡迎へ送らん事、二日程をもって限とし、或道遠くあるひハ禄少き人々をバ、此役を免除せられバ、此役課せられし大名も、其數多からず。且ハまた駿馬の數も其半にして、其事辨ずべしと申す。申所尤志かるべし。重て此等の事仰下されたらんにも、其意を得ざるものよくすべき所にもあらず。其事をしるして参らせよと仰らる。承りぬと申て、明けの日の朝、其事をしるして参らす。いかにかくハはやかりしぞやと仰あり。諸國の大名役にしたがふ事、おの〳〵居城より行程百里の外に出る事なからんやうに、賦りて候ひしかバ、煩しからずして、其事辨じ得

て候と申たりき。始まゐらせし所ハ、萩原近江守重秀がはからひし所にて、鞍具馬等をば商人のうけおひといふ事になして、大名よりハ、其價を出さしむべき由の事也、かゝる事も、國躰に於てあるべからずと申とゞめし事なり、又駿河の國府にて、路宴の日其上々官より以上ハ、御番衆して給仕の役になさるべし。それより以下の輩の給仕人の事ハ、内藤豊前守武雄に仰下さるべしと申す事あり。駿河國田中の城主なりしゆゑ也、其此事またいかゞあるべき。凡此度の事、諸國大名の其役二つをかけられず、海道に所領あるほどの大名、皆々外使を迎送の役あり。それにまた、此事仰下されんには、此人にのみ二つの役をかけらるゝなり。其御使奉りし時、駿河の國府をすぎしに、さすがに神祖おはしましつる御名ごりにて、土俗いやしからず。商人共の子撰び出し、此事にしたがいしめんには、無骨の田舍侍よりハ、はるかにまさりぬべしと申ければ、此事も其議し申すごとくには仰下されたりけり。

此年七月四日に召れて、越後國村上の領八十五村の百姓四千百十六人、濫訴の次第、事よのつねにあらず。此上ハ領主に仰せて嚴刑を行ハるべしと聞ゆ。奉行所、勘定奉行よりまゐらする所のものを下さるゝ所なり。議し申すべしと仰下さる。奉行所より奉れる状を見るに、去年松平右京大夫輝貞、村上の城を賜りし時、三島蒲原等の郡四万石領といふ所の百姓等、其地をもて御料になさるべき事を來り訴ふ。此等の事、其望む所をゆるされざる事の由を申しによりて、彼等ハ、其所在に帰れり。然るに彼村々のものども、御代官の下知にしたがはず。また去年の貢をも納めず。此たび其張本五十餘人を評定所にめして、其事の由を問ふに、御料の百姓たらん事を望請ふ由を申す。其事ゆるされがたきの由を申す事、度々におよぶといへども、其返答にも及ばず。此上ハ別に御使をなされて、召問はるべき歟。但し彼張本五十餘人をば禁獄し、御使二三人を彼國に下されて、御代官をもて御使とすべきにや、其餘等ハ早く領主に渡され下知にしたがはざらんものどもをば、領主の沙汰として、其罪の軽重にしたがひ、或ハ死罪、或ハ

の来訴ふる事の由を召問はるべし。但し此御使の事仰蒙らん人ハ、いかなる温柔にして哀矜ある人を撰ばるべきに候と申す。やがて横田備中守、鈴木飛騨守、堀田源右衛門三人、別の仰を奉りて、此たび奉行所に名よせしものの共を召問ふに至て、七月十一日よりの事なりきはゝして訴申す所、そのいはれなきにしもあらず。又此訴、松平右京大夫が所領となされしより事起きるにもあらず。六十年の前、松平大和守直泰村上の城を賜りし時、三島蒲原等の郡にして四万石の地を加らる。これよりして土俗其地を称して、四万石領といひけり。去々年本多中務大輔忠良彼城を賜ひし時、時に五万石かの四万石領の地、こゝかしこをわかちて、二万石の地を以て御料となされ。其餘をもて、村上の領となさる。然るに本多が領となされし所に、村上の城をさる事、或ハ二十里、或ハ三十里に及びて、また信濃川をはじめて大河三つを隔て、又十五六里餘の堤ありて、毎年春秋の水のためにやぶらる。これら修築の事、また其勞費はかるべからず。それにまた彼

四万石領の地、もと大庄屋といふものの十人ありて、年比これらがために、くるしむ事共多かりしに、此たび、彼十人が中八人をわかちて、村上の領に附せらる。これらの事によりて、村上の城のほとりにある所の地と、引かへられんことを、黒川の御代官所に歎申しけれど、其沙汰に及ばれず。これらの事共、八十五村の百姓愁訴する所、ことごとくそのいはれあり。前代の御時より此かたハ、諸大名御旗本の人々、所領替のある時に、その土田の沃饒なるもの、又は山林川澤の利ある所々をバ、皆々御料となして、其餘をもて私領に附らるゝ事なれバ、ひとり百姓共のうれへ申す事のみにあらず、その領主もまた、これがためにくるしむ事、すべてかくのごとくなり、去年四月、百姓共の中三人を撰びて、奉行所に来り訴へしむ三五兵衛、新五郎、市郎兵衛といふものゝ三人也、勘定奉行中山出雲守、大久保大隅守等の許に来り訴ふといふ、これも又その沙汰に及ばざりしかバ、四月に至て、河内守正岑出仕の路を遮りて訴ふ。奉行の人々、其越訴の罪をことわりて、彼三人を召預く。五月の末三人の輩を奉行所に召て、此たび、松平右京大夫、村上の城を賜れり。汝等申す所有べからん。急ぎ罷帰るべしといひしかバ、望請ふ所のゆるされぬと心得て、本國に馳帰る。村々の百姓等悦ぶ事大

しなど見えたり。程なく彼八組の百姓等十二人参りて、御徳恵のかたじけなき由を申す。八組とハ、四万石領の地、大庄屋十人の下に屬したれバ、十組といひしを、前に見えしごとく、大庄屋二人を、御料の庄屋はなされしかバ、残れる八人に屬せしものどもを八組とハいひしなり、そのゝちかれらを始めて、はじめ奉行所まで禁獄せし三人のものどもを召て、庄屋どもの事を問ハしめられ。かさねて庄屋どもにも問ハしめられし事共ありしに、庄屋ども陳じ申すに詞なし。たとへバ、去々年十月の末よりして、正月の半に至るまで、八十日の間、御代官二人黒川に来りとゞまりし時に、大庄屋等その用度として、金九百五十両を村々の百姓に出させし事の類いくらもありしを、ことごとく申ひらくことばなかりし事どもなり。十月十二日に至て、此事御沙汰の次第ありて、自今以後庄屋共不法の事共を禁ぜられ。彼二万石の地、八十五ヶ村の百姓、四千百十六人を以て村上の領主に引渡さる。此時に領主へも仰下されし御旨ありき、此年十二月廿六日に至て、寅卯両年の貢、ことごとく皆其領主に納め入れしとこそ聞えたれ。さればはじめ年々の貢米うりすてしなど聞えしハ、あらぬ事共也、そのゝち又彼八十五村の中、坂井村といふ所の百姓等、并にその村にありし一向宗福浄寺の住僧なほ、違犯の事ありと聞えて、明くる年の正月の末にめし問ハれしに、これもまた風聞のところ皆これひが事にて、ゆるしかへされたり。すべてその詳なる事ハ、別に録せしものあれバ、こゝにはその大略をあらはせり。

此年十二月廿二日、不忍池のほとりより火出づ。西北の風烈しく、延焼數万家におよべり。はじめ丁酉の大火の後此災しばしば起て、此災にかゝる事十數度に至れる町々ありて、人々其所をやすくせず。こゝらにくはふるに、そのたびたびには万物の價騰り貴くして、その禍の及ぶ所もひろければ、いかにもして此災除かれん事を議し申すべしと仰下さる。人々にも此事問はせ給ふべき御事勿論なり。まづ某が議をも奉るべしとて、當時此災の起る事、天の道にかゝれるもの四つ、地の勢によれるもの二つ、人の事にあづかれるもの四つ、火を防ぐの法、其道を得ざるもの五つ、すべて十五條を議してまゐらす。此議草なほあり、あはせ見るべし、町奉行並に火消の人々にも議せしめられしに、おのおの申す所其理を盡さし事とも見えず。たゞ白銀町の堤を増し築かるべしといふ事ハ、人々の議合へり。某が

議せし事ども、これに似たる事ハあれど、人々の議にハ同じからず。されど人々の議によられて、彼堤を増し築くべき事を仰下されて、某が議せし事ども、いまだ挙用ひらるゝまでもあらずして御他界ありけり。明ぬれバ壬辰の年、諸大名に御朱印を頒下さるべきにつきて、某が草をめさる。御旨をとる事などありて、二月廿三日より廿五日に至て、其草を奉れり。そのうちまた神社等にも頒下さるべき草を奉るべしと仰下さる。堂上寺社の御朱印なり、此事も終らずして、御他界ありしなり、又此春来らん阿蘭陀の人にあひて、西南外國の事共問ふべき事ども仰蒙りて、二月廿五日より、三月九日に至るまで、其旅館にゆきむかひて、問對の事どもあり。其事別に録せしものあれバ、こゝにしるさず。

此ほどまた議し申せし事あり。其大要ハ、前代より此かた、諸大名に課せらるゝ所の役重く、これにくハふるに奉献の物又多し。天下の士民窮り苦しむ事も悉くこれによれり。凡そ大名御旗本の人々、公役にしたがハん事、軍役をもて準據とせらるべき御事なり。はじめ元和に軍役の事御定ありしより、其事にしるさるゝ所には、本役、半役、三分一役等の差別あり。寛永の時に至て、軍役の事を改定めらる。其後元和の時に比するに軽かりき。これ泰平の日久しきにしたがひ、虚費年々に増して、其役にしたがひがたき所あるを以て、時の宜しきところを斟酌せられしとみえたり。いはんや寛永をさる事猶久しき今においてをや。軍役の事すでにしかり。よのつねの事ども、故なく其役重からん事もつともしかるべからず。遠く異朝の事を論ずるに及ハず。我國の乱れし代々の事を見るに、其乱のよりて起れる事、天下の人民財つき力窮れるにあらざるハなし。これを富さんこれを教へんとも見え、また倉廩みちて礼節をしるとも見えたれバ、いかなる善政あはしまさんにも今のごとくにして世に行ハれん事かたかるべし。されバ當時の急務いかにもして天下士民の肩を休めんにはしくべからず。さらバまづ諸大名こゝに来らん時、召供すべきも

に及ばず、其役たすくるものども、共に愁苦をまぬかるべし。次に近年山道を經て往還する人々を禁ぜられバ、海道山道の宿々おの〳〵其生を遂ぐべし。これらの事を始て、すべて道中のものども、疾苦せし事ども身みづから其所に至らざれバ、いまだ詳なる所をしらず。ねがはくハ時々役して其事を問はしむべきものを、奉行所に屬し給はるべき等の事、前後數十條におよべり。そのいち其に小議せしめられしかバ、しるし奉れる事共多かる中に、某御使を奉りて、海道を經過して、身みづから其事を見るにおよべり。往還の人々召供のものども、其數多きがごときハ、宿々のものゝうれへにあらず。たゞその役をたすくる近きほとりのものゝうれへなり。其故ハ前代の御時に、宿役人といふものを始め置れて、御料の宿々にハ御代官所の手代といふもの、其宿々の事をつかさどれり。公役等によりて經過する人々ある時ハ、宿々のものども彼役人と心をあはせて、實に用ふべき人馬の數に倍して、此役をたすくべき所々に、催促して、

其役にしたがふべき人馬を以て、公役の事に應じ、宿々の人馬をしてハ、往還の旅人を送り迎へて、其賃錢を私にし、また其役たすくべき所々より來れる人馬、わづかなる其數にみたざれバ、緩急の罪をおほせ、その代りとしてハ金錢をはたりとりて私にす。されバ往還の人々、召供のもの多きにあらざれバ、その得る所すくなければ、宿々のものどもハ、たゞ其人數のすくなからん事をうれへとす。其役をたすくる所々のものどもハ、たゞに人馬のつかれくるしむのみにあらず。其罪を贖ふために、財力すでにつきはてぬれバ、宿々をさる事五里十里がほどに所領ある人々、其税年々に減じて、いかにもせんすべあらず。まさ公事によりて往來する人々の召供のものども、おのれらを迎へ送らむために、人馬の多くあつまれるを見てハ、なにをくるしみてか、みづから重き物を負ひ、遠き道をもゆくべき。おの〳〵その人馬を取用ひて、我勞にかふるハ、下賤の情志からざる事を得ず。すべてこれらの舊弊を除かれんにハ、まづ宿役人と

いふものを停廢せらるゝに志くはあらず。次に近年以来荒居の險をさくるがために海道、山道ふたつながら、其生をやすくせざる由、これたゞ其一つを志りて、その餘をバ志らざるなり。前代の御時、海道の宿々望請ふによりて、その駄賃等を増す事共ゆるされし所々あり。是より此かた、貴賤往来の路費を省かむ為に、山道に赴くもの多くなれり。某御使を奉りて海道を上下せし時、本坂の道を通らんことを勧むる事あり。其事に随がはずして荒井を渡るに、畏るべきの途にハあらず。奉行の人々海道往来の人多からんことを思はゞ、宿々人馬の賃銭の法、古にかへされん事を議し申にしくべからず。往来の人々山道を経ん事をとゞめられんと然るべからん。又道中宿々人馬の料、長く諸國の役に課せられんと、前代の御時、東大寺大佛殿造立の為、及び富士山の焼けし灰除かれん為に、諸國に役をかけらる。是らハ只臨時の役なりといへども、世の人申事もありき。ましてや諸國年々の役として、道中宿々人馬の料を召さるべき事、

尤然るべからず。海道宿々の役夫百人、駄馬百匹、山道の宿々ハ役夫五十人、駄馬五十匹、是古来の定數なり。凡往来の人々召供すべき者ども、此人馬の數によりて斟酌すべきよし仰下され、又宿々に於ても、所役の外に、一人一匹といふとも、其人馬の催促に随ふまじき由を仰下されハ、其役を助くる所も、自ら其數を減ずべし。但當時ハ宿々の人馬定まれる數にみちしところ多からず。此事もと軍國の用に備らるゝ所なれバ、かくる所尤大なり。早々其沙汰有て、實に其力たらざらん所々にハ、其料をかし下さるゝにしくべからず候と申事ども七條を記して参らん。（此議草も猶今にあるなり、）此年壬辰の二月、先かの宿役人のことをとゞめられ、其後道中の事ども御沙汰有て、奉行の人々望請如くに、寄騎同心等の者共つけられき。八月に至て、奉行所より奉りしものを其にかし賜ひしを見るに、去年御朱印を給りて、海道を過し人々の為に、五十三驛の間、其役に随がひし役夫二十三万五百五十八人、驛馬四万千二百三十四匹、今年道中のこと御沙汰有

しより此まで、役夫十万七千五百五十二人、駄馬三万六千四百十一匹よして、役夫十二万二千五百八十九人、駄馬二千八百二十三匹を減じぬと申す。我奉りし事宜七條のうち、其節目数十事ありし其中、ほどめ奉行の人々、道中上下の者共不法の事ハ、いかよとも制すべきやうあらずと申しゝ事を議せしハ、是ハ爰よも京大坂よても、上下の者どもと申て、東西往来の人の、道のほどやどひて、召供する者なり、かれら不法のことくいふハ、たとへバ行労れたるとて、馬を出させ、駕籠を出させ、打のりておのがもつべき物をバ、役夫よもたせて行つゝ、おのれら早く家よ帰らんとおもハゞ免すべしとて、銭おほし取て返し、又宿々の者をよくしと思ふ事あれバ、黨の者どもよ相告て、終よハ其恨を報ゆべきほどの事をなしぬれバ、是らが事よつけてハ、宿々の者どもいかよともいふ事なし、もとよりそれらの事なおし者も、いかなる者とも知るべからざれバ、奉行も又其沙汰よ及難きよしく、其此事を承りて、是を制止せん事いと易きほどの事く、爰よも大坂京よも、彼等が事を取計ふものあり、是を日雇の者の宿ども、上下の宿とも申すへ、彼等やとふべきとおもふ人ハ其宿れ者とものゝ許よいひつかハしぬをバ、やがてかれらをさしつかハしぬ、されバ彼等も其宿のものゝ心よ違ひぬれバ、立所よ世渡る業をもうしなひ、妻子養ふべき事もかなハざれバ、是を恐れ敬ふ事主人よ相同し、彼等若不法の事あらんよハ、其宿たらん者、其罪よ行ふべき所の法厳ならんにハ、其弊ハ改まりぬべしと申たりき、其法を立られしかバ、果して是らの事ハやみぬ。又奉行の人々寄騎同心の事を望み申しゝをバ、然るべからざる事三條を記して争ひ申けれど、其望よ任せられんを然るべしと申されし人々有しかバ、終よ其望よ任せられき、御他界の後よ至りて、日光山御法會の時よ、宿々の役助くべき人馬の事よつきて、かの宿役人の前此

訂正
いかよやハ、既よ上よいへるが如く誤格なり、

訂正
承りしハ承りしとあるべき格くしるて、語格とくのハ誤

如くなりし事ども出来り、又山道の宿の者此事よつきて、奉行所より沙汰せし事とも、其領主ハ心得ぬ事よ思ひしことも有き、是ら果して其争ひ申しゝとの如くなりき、此外其々議し申せし事共の、其時よあげ行ハれざりし事ども有て、いくほどなくてかくれさせ給ひて、猶今ものこりの盛なる事ども、多かり、舎を道傍よつくる、のたとへ、おもひ合せしことまぞ有りつる、此時の事ども、別よ録せしものあれバ、爰よハ只其一二をのみ記しぬ。

三月の廿日比より、身の病堪がたくして、終よ家よ篭りゐたり。四月よ至りて、詮衡正直等の人々仰を傳へて、身のいたはりいかよやある。近き程よもあれバ参らんや、仰らるべき事どもありといひ送れり。出仕猶かなふべからずと申ければ、四日よ市正を御使となされて、病の事ども問ハせ給ひたりき。後よきゝくに、我病の事ども問せ給ひしかバ、正直承りて、醫師の申す所をも承りて候よ、思ひ外脾を傷りて元氣もますくすでよ衰たり。四花よ灸する事万壮よ餘りぬれど、猶いまだ其志るしあらずとこそ承りしと申を聞し召て、其世を憂る心實よ深し。是よよりて病をいたせる事ハ有なん。其氣の如きハ我國よみちて四海の外をおほへり。汝此

申ごとくならんものゝわづかの程に万壮の灸治かなふべしやと仰られしとぞ。正直等の人々して病をとハせ給ふ事凡五度、其月の廿六日病を助けて出仕し、詮房朝臣によりて其辱きことを申す。此時ふこの程こもり居し程に承りぬ、舞妓の類のものゝ召つかハるゝ其数有など世の人ハ申也。是らの者のことハ御世つがれし始に禁ぜられし御事なれバ、さる事あるべしとも覚え侍らず。されど又大閤御滞留のほど、其御すさみしの為に、御臺所にそれらの類めされてもや候らん。すべて今の世ハ人の申所は、うけられぬことども多かれど、承りぬることなれバ申にて候といひ捨て罷出づ。其後日を経て又参りし時に（五月四日のことにや有し、其義たしかにおぼえず。）詮房朝臣仰を傳へて、前代に一位の御方に御臺の参り給ひしに、舞妓の有てつれづれ慰め給はんに、是等の事なに事か有べきと仰られしによりて、其後、一位の御かた、又ハ大御臺所のこなたに渡り給ひしにハ、此事有し例によりて、我代の後も、子どもの母の御臺をもてなし参らするにも、又御臺のかれらをもてなし給ふにも、此事有て申す所のごとくに、大閤をもてなされし為にも、又此事有し也。我世の始めに、此事禁ぜし上ハ、其事やむべかりし事の、われも又其つねにならひて、其事に及ばずしそ今に至りぬるを誤りすくなからんと。詮房に申置し事を聞しによりて、速にそれらの者ども放ちいださるべきよし、沙汰すでに訖りぬと、仰下されたりけり。我此事を聞しハ、春の頃よりの事なり、是らの事ハ、さりとも大閤の御臺所に申給ふ事あるべし、我申さんにハ、必ず上にもいたみ思し召事有りぬと思ひし程に、四月十一日に、大閤京に帰り給ひしかど、其後も此事ありと聞しかバ、終にかくハ申せし也、此事を記すにつけて思ひ出つる事あり、過しころ對馬國の儒生、雨森東五郎俊良といふが来て、御代改りしより後、是よりさきの御代々の御政事につきて、世の人そなさの御事を申事ども、あれど、一事として其過挙と云ふべき事もあらず、只一事の申所に似たることもや候らん、疑かはしき事侍りといふ、其事承はらんといひしかバ、前々の御代に、もろこしに花軍と云をありといふハ實々と向はせ給ひし時、唐の玄宗の代に、風流陣と申す事の候ひしを、かくハ申なりと答へ申されて、やがて、画師して其畵をかゝせて奉られしかば、興あることに思しめさせて、其後此事を事とせさせ給ひしと申事侍るへこそいふ、我色を正しくして、我堯舜の言を誦して、我君をして堯舜の君となし参らする事のあたはざるハ誠に其罪なり、今聞ところの如きハ、我志れる事にもあらば、そこの十七八ばかり、我三十餘の時に、始て錦里に遊び学びしより此かた、二人相識ること三十年に及びぬ、然

るに今是らのことをもて我を疑ひ給ふハ、真に白頭尚新なりといふことの如くにて、己を知るものにハ逢がたき事にこそあれ、もとより我を志らざらん人の申さんとども、怪しむに足らずといひしかバ、かれも又色を起して、誠にさることをもすべしとおもひたらんにハ、いかで前のごとくに申すべきや、然るをかく宣ふハ、君もまさ我を志り給はぬなりといふ、此人の口給をもて人に當れる事をバ我よく知ぬ、又いふ事もなくて打笑ひてぞ有ける、此事を又同学なる人に語りしかバ、かの人となりをも知給はぬにもあらじ深くとがむべき事かはといふ、後にきくに、法印養朴古画の風流陣の畫あるをうつして奉れる事ありしを、やがて人に賜らせ給ひしといふ人あり、此事を以て我画かゝせし所なりなど、世の人のいひし事とこそ見えたれ、こゝろえぬことなりき、

五月八日の御法會に供奉せし事、前の例のごとし。同十九日に召れて、今まで有つる宅地狹しと聞しめされしによりて、一ッ橋の外にして、宅地改め賜る由、鳥居伊賀守忠英して仰下され、廿二日に新居に移り。元の宅地をバ、廿九日に返し奉れり。六月十九日に至て、此度賜ふ所の屋舍破れし所々ありと聞しめさる。修造の料、黄金百兩下し賜はるよしを、詮房朝臣して仰下さる。此度賜る所ハ八百坪の地なれど、當時ハ六百坪ほどあり、此後御舂屋をうつされし後に、地くはへらるべしと仰下されしが、御他界の後におよび、地くはへられて、今ハ八百坪となりぬ、

六月廿三日松平和泉守乘邑を始て、一族十六人、其親類松平左門が諫にしたがふことなきが故に義絶し訖ぬと申すことあり。これハ、左門が譜弟の侍ども、主のよからぬものを擧用ひぬるを止る事聞えて、此年四月和泉守其事を諫めしかど、終に其諫を用ひざれハ、此月十九日に一族ら皆々義絶しぬ。かの譜代の侍ども、此由を聞て、日を終ずして去し者十一人。明の日、髮切て遁世するもの一人。其後其擧用ひられしものども、身のいとまこひて退き。其一族二人もまた是に隨ふが故なりと聞ゆ。某此事を承りて、承る所のごときにハ、左門がふるまひ然るべしとハ聞えず。されど譜代の輩中所有りとも、擧用ひられしもの、必其人にはあらじともすべからず。只いづれの道にも、主從ともに召とハれて、其事決せらるべき御事なりと申す。まづ左門をバ、溝口伯耆守重元に召預られ、其後主從ともに、評定所に召れて、其事の由をとハしめられ。又一族共の中にも、とハしめられし事有て、松平石見守松平壹岐守其家從らを召捨せらるゝに及びて、譜代の輩初

め申しし所とちがひて當時擧用ひられし前田貞右衛門と云者の申事ども、一事も陳ずるに言葉なし。又一族にも、かの譜代のおとなる高木八兵衛と云者、一人の申所をのみ誠としてひたすらに、前田を追いたすべしといひしかバ、左門も其事を用ひざりし也。是らの事どもよく〳〵聞し召れし後、かの譜代の者共、或ハ流罪、或ハ追放されて、前田をバかへされ、左門ハ本領安堵し、其一族ら卒忽の事共をバ咎め給ふ仰有けり。其詳らかなる事ハ、此時の事しるし下されしものあれバ爰にハ大要を記す。

我思ふ事ども有ければ、當時御勘定所と申すハ、古の代に有てハ、大禹、伯益などの司り給ひし所、三代の時ハ大司空の職掌にて、漢、唐、宋、明の代にても、皆々重んじ設けられし官職を兼し所にして、我朝の官制に比し候にも、民部、大藏、刑部等の三省、并勘解由使等四ツの官を兼あハせ、其下に屬せし官も六ツも七ツも司りし所、天下の財を生じ出すも納るも、此御役にかゝりぬれバ、六十餘州の人民の樂しむべきも、苦しむべきも、此職を奉れる人々の、其人を得ると得ざるとによりて、是等の劇務、備らんことを一人に求むべからず。されバ昔の御代の如く、其吟味の役と云職おかれずしてハ、然るべからずと申す封事奉りたりけり。其職いかなる事をとの司どらしむべきと仰下されしかば、一ツにハ御料の貢并御代官の能否、二ツにハ、貢米の漕運、三ツにハ河堤等を始めて、すべて土功の事ども、四ツにハ、道中驛傳の事、五ツにハ、諸國金銀銅山の事、是らの事を考しめらるべき者なりと申す。七月朔日に至りて、復其職をおかれて、我申せし事ども仰かうぶる。杉村弥太郎、荻原源左衛門、此職を承る、此二人勘定衆の組頭より、選び出されたり、前代の御時に至りて、諸國御料の貢、年々に減じてわづかに二つ八分九厘と云事に至りぬ、御料の百姓進する所、昔にかはれりとも、聞えねど、御代官の手代などいふものゝ、私せし所有が故なるべし、又河堤等修築の費用も、年々に増くはへたり、是もかの手代などいふもの共の、各其私をいとなみし故と相聞ゆ、吟味の役をおかれし明年、御料の貢米凡四十三万三千四百俵をまして、百姓ども相悅ふこと大かたならず、河堤等修築の料も、又金三万八千両を減じて、水旱の憂もなく、漕運の事も、今迄ハ年毎に海に沈みし米数万俵、此後よりハ、覆没の患あることを聞かず、その餘ハ、我申せし事ども皆其績をなしぬ。

又封事を奉りて、其が師なるもの、申せし事あり。評定所ハ、天下の是非定りぬる所、其関係最大なりと申き。近世以來、衆中其職に怠りて、其權下に移りぬ。ひつとしもこれ然るべからず。又大名より以下の人々、借り用ひし金銀の事ども、評定所の沙汰に及ぶ、國體において然るべからずなど申す事ども、論じ申したりければ、七月五日、評定衆に仰下さるゝ事どもありて、まさに然るべき人々の、借り用ひし金銀沙汰の事ども、評定の人々の異見進らすべきよし、仰下されき。其が議をも奉らしめられしかど、此事ハ、其御沙汰に不及してかくれさせ給ひたりけり。すべてこれらの事議し申せし草ハ、なほ有べければ、こゝにハたゞ其大要をしるし侍りつ。

九月十一日、荻原近江守重秀其職を奪ハれて召籠らる。世の人大きに悦びあへれども、其故をハしらじ。實ハ此年の春三月より、昨日の十日に至りて我封事を奉りし事三たびに及びしが故なり。其由ハ事ながければ、一二をばこゝにしるしぬ。前代の御時に、重秀天下の財賦を掌れるより、

訂正 侍りしハ、侍りとあるべし、

このかた、祖宗の良法ことごとくやぶれて、士民の怨苦しきりに生ぜし事どもハ、世の人あまねくしれる所なれバ、今はたいふにも及バず。今の御代つがれし初に、まづ銀改造らんとせしかど、上の英断によりて、事行はれず。其のち常の御所改造らるべきよし申行ひし事どもハ、前にしるしぬ。かくて世の人申沙汰せしハ、此度營作の功、國財巨萬を傾竭せる、たとへバ、一亭の材ことごとく沈香を用ひらるゝに至る。此一事をもて、其餘を推知るべしなど聞えたり。我此事を聞て、すべて此比の人の申す所ハ、うけられぬ事ども多けれど、風聞のごときハ、唐の沈香亭にもこえ侍りし。これらの事、天寶の乱由り起れる所なれバ、此たびの御わたまし賀し申すべしとも覚えずと、詮房朝臣して申たりけり。ほど経しのち、市正正直して、此たび作られし所を見せ給ふべき也。正直に案内させよと仰られて、よのつねの人々の参らぬ所々まで、残りなく見せらる。彼聞及びにし、沈香をもて作られしといふ所に至りぬ。これハ南庭の池のあなたの山

訂正 なりハなれとあるべし

かげに有なり。深さ丈許に廣さハ二丈にも及びぬらんと見えし。亭の床の柱に、圍尺許なるまろき木につらつけし所にあるものをゆびさして、これこそ聞及び給し沈木なりと、正直のいふを見るに、我國の材にはあらず。これハ此年の夏城北の糒倉にある所の糒の數をはからせて見給ひし時に、其所に丈許の木の沈香也といひ傳へしあるを、取出して進らす。その物とハ見えたれど、年を経ることすでに久しきが故にやあるらむ。これをたくにまうれと覚しき香もなし。其事此所を作らるべきほどのことなれバ、其材に取用ひよと仰られたる也といふ。此所より下し観れバ、此たび改造られし所々も残りなく見えぬ。すべてみえわたりふし所々、世に聞えし事のごとくにもあらず。又人の申すほどの國財用ひ盡さるべき事ともおもはれず。心得ぬ事に思ひし。重秀營作の事を申行ひし初に、御藏にある所の材木ハ、皆々用にあたらずとて、商人共の許にあるものどもを取用ふ。此年比のならひしなれバ、一木の價百金をもてかぞふる

ほどの事なるに、重秀かゝる時に、其價を論じ定めんにハ、日月移りなん、たゞかれらが申す所のまゝにまめさるべしといひしほどに、其功費をあはせて、すべて七十餘萬兩の金を用ひられしなど聞えぬ。前代に土木の功おほく起りしより材木の價騰り貴くなれる事、古今の間いまだ聞ざる所なり、むかしより、奇楠沈木等の類ハ、重さをはかりて、その價銀幾倍などいふ事ハ有しに、此ころハ、檜の木方一寸の重さをもて金の重さをくらぶるに、その價ハ金に倍々せしなど申きされバ、材木をあきなふ商人どもの、たちまちに家を起して、其ハ幾十万を累ね、其ハ幾百万を累ねなどいふもの、いくらといふ数をしらず、かれらのみ、かゝる幸あるにハあらず、國財を傾け出して、かれらと共にわかちとりて、其家を富しぬる輩もまゝ其数ありと申沙汰しき、其明けの年庚寅の歳より金改造らるべきの議起れり。これハ其春の禄として給りし所の金、裂け折れしもの多くして、小給の輩ハ、殊に難儀苦しめりといふ事を聞召れて、其事を問はしめられしに、重秀議し申て、前代に改造られし所ハ、凡金一兩の重さハ、古の定の如くなれど、其銀料を増し加へられしにより、金すくなく銀多く、其性こはく成たれバ、物にふるゝ時、或ハ折れ或ハ裂く、その裂け折るゝ事なからんにハ、金銀の割古の製

のごとくならんにハ志かバ。されど今に至て、又古の製のごとく改造らんにハ、當時世に通行する金の数其半を減ずべし。されバまづさきに増加へられし所の銀料をのみ去すて。たとひ一兩の金、其重さハ古に及バずとも、其品ハ古のごとくに造られ、これより後諸國の山々より出来らん金を用ひて、その重さをも古にかへされんになにごとかあるべきと申す。此春の御給金折れ裂しもの多き由ハ、御臺所の御方にみやつかへする女房たち、またハ、御近習の人のめしつかふ坊主六尺などいふものゝ申事の、御聴に及びしなり、此事心得ずすべて上にまゐらする所の金銀共に、おのゝゝ其座といふものゝ許にして、わづかも折れ裂し所なきものをえらび参らする事こそ、それを出し給らんに、かゝる者のあるべきにあらねば、然るにかゝる事の有しハ、必ず故あるべし。衆議皆これに同じと聞えて、其議し申されしハ、元禄の時、金にハ銀料を増し、銀にハ銅料を加へて、改造られしより此かた、世の人其品の高下を論じて、つひに諸物の價平かならバ。今改造られん所、たとひ其品ハ古の製のごとくなりとも、その重さ既に古に半す。必世の人相疑ふ所ありて、通じ行はれざる事有べし。されバ此たび近江守承りて改造らん所の金ハ品、すこ

しく法の如くならざるをバ、糺彈すべき職掌の人を選び定めらるべしと申さしによられて、大目付衆一人、目付衆二人、其事を仰かうぶりて金銀造らるべき由を仰下さる。此仰四月十五日の事也、大目付ハ横田備中守、目付衆ハ長崎半左衛門、永井三郎右衛門、長崎ハ今の伊豫守の事也、此時に重秀金座にして金の様をまゐらす、金の品古のごとくなるものハ、ありし代々の物にくらぶるに、薄く小しき也、また元禄の製のごとくにハあらねど、古の製よりハ銀料多きものハ、さのみ薄く小しきならねバ、其を召れ詮房朝臣して、其様を見せらる、某これを見て、むかし某が志れるもの、許より、酒二樽を贈りしものあり、日を經しのちに其酒こと／＼く醋となれり。これハ雑ふに水をもて志たるが故なり、彼ものふかく恨みて、たとひ一小壺なりとも、水まじへはらざらんの酒こそ、えまほしけれと申き、其事いやしけれど、此事にたとふべし、其折れ裂ざらんために、銀料を除れんにハ、薄き小しきなりとも、上品のものにしくべからずと申す、申す所のごとくにこそ思召れたるとて、薄く小しきなりとも、其品古の製の如くは造るべしと仰下さるゝが、さねて又其様を参らせしを、かゝるものゝ造りて世を欺くべしやとて某に見せ給ひしを見るに、其品ハ古の製のごとくなり、されど見しよりハやや厚くして、大きなるをよく見れバ、その中にあらりぬる所ハ、薄紙のごとく打なし、外邊をハ厚く造れるなりけり、此時に某申すハ、今改造らるべき費用もすくなからずと見えしに、心得ぬ事一條あり、今までの金より除かしむる所の銀料をバ、いかにやなしぬらん、これを取用ひなバ、その費用ハ大にはぶくべきものをと申たりけり、さゞめて、此事をもて問しめ給ひたるらんを、重秀いかに答申けるにや、其事ハきかず、後にきくに、此時すでにひそかに銀をも改造りしかバ、其料に用ひたるらめ、此時

をわかち、國用なども賑したるなり。此たび金改造りしにつきて、わかち得し所ハ、金およそ二十六万両に餘り、その家従長井半六といふものゝ、金六万両をわかつ。其餘古画珍器の類ハ、ことぐしくあぐるにいとまあらず。此事ハ銀座とて、世々銀造る事を職掌とせしものどもの、罪に行はれし時に深江庄左衛門といふもの、手づからしるしたる簿帳を得てまゐらせし所に、つぶさに見えたり。これハたゞ世にいふ、二寶字、三寶字、四寶字などの銀つくりし間の事なり。元禄寶永より此かた、三十餘年の間の事ハつまびらかならず。

朝鮮の聘事なども、重秀仰を蒙りて、其事にあづかれり。申行ひしことゞも國躰においてしるべしとも覚えぬ事どもなり。客使迎送の料の鞍馬の一事ハ、某議し申す事あるが為に、前例によられて、諸國大名の役に仰下されたりける。近世以来凡の事商人の入札をとりて落札の者にうけおはしむるといふ事あり。たとへば、此たび客館の事のごとき、其事の奉行これを修造すべきほどの事あるに、費いくばく金を給はりて造りまゐらすべきといふ所を、商人共に問ふに、おのゝ其功費をはかりて、札に記し封して参らす、これを入札といふなり。奉行人此事にあづかる人々をあつめて、ひらき見て、その金銀を用ふる所の最少なるものを、落札と名づけて、其落札入れしものに造らしむ。是を札落せしなどいふなり。造畢の後に、其價をバ、公より下し賜はる。凡の事皆此のごとし。此事公議に出るに似たれど、實にハしからず。近き比ほひより、商人等たてものと名付て、その事の大小に従ひて、或ハ百金、或ハ千金をまづ其奉行にいれて此事某に仰せ付られんにハ、公より其價を下し賜らん時にまたいくばく金を進らすべしといふ。これをバ礼物といふなり。そのたて物礼物等すくなきものにハ、入札入るゝ事をゆるされず、ましてやそれらのものなきものハ、いふにも及ばず。されバ入札の事あるごとに、その奉行する人、千金を致さずといふものなし。よのつねの人のなさんに、百金を用ふるにも及まじき事の、公の御事にハ、万金を費さるゝに至らざれバ、その事あらず。前代に、國財の竭給ひし事ハ、ゆゑくしてこれによれりされども、此たび朝鮮の聘事につきて一事として、彼商人等がうけおひにあらずといふ事なかりしも、そのより来る所を推て知るべし。そのくち月を追ひて改造りし銀の事ども、世の人申す所ありて、諸物の價も平ならず。此事ハ過にし營造の御事と朝鮮の聘事とによれりとぞいふなる。古にハ三載功績を考るなど聞えしに、御代つがれし後すでに三とせに及べども、天下の事躰、初政の御時にかはりぬとも見えず。此年の三月、これらの事ども論ぜし封事まゐらせし時に、才あるものハ徳あらず。徳あるものハ才あらず。真材誠に得がたし。今に至りて、天下の財賦をつかさどらしむべきもの、いまだ其人を得ず。年比重秀が人となりしろしめさるゝ所にハあらざれど、答仰らる。古より此かた、真材の得がたき事ハ申すにも及ハず。重秀がご

苦此事はありときこゆ。急度申ひらくべしとありしに其事申べき事ありと答申てそのあけの日、御代つがれし初、國財すでに竭盡せしによりて、銀改造るべき由を申すといへども、此事においてハ、重ねて議し申すべからざる由を承りぬ。されど、此事の外に國用を足しつへき事なきをもて去々年より此かた、其ひそかに銀改造らせしによりて、それより此かた、凡の事廢闕なくして、今日に至りぬ。其もとより其罪をしれり敢て申すとしるしてまゐらせたり。聞召驚かせ給ふ事大かたならず。此のちの御沙汰いかにやあるべきと、思召わづらはせ給ふほどに、重秀申すべき事をバすでに申しつ。今ハ憚る所なしと思ひて、八月の初、また銀改造らせし下知状には、内々の仰ありしとは、しるし出したるをありき。おし前に記しし深江が薄帳にみえし事あらんにして、重秀が此書を見たらんはい、たゞこひ其事ハ聚斂の事なりとも、その志ハ國の為に身をかへり見ずとこそいふべけれ、かく申し所につきても其姦邪のほど思ひしるべし、此言いみづからしるし所にて此事もとより上のしろしめされし所にあらざる證状なりけり、うしなひ給ふべからすと申したりき、今も詮房朝臣の許にあるべし、此人すでに黜けられしほどなく身もまた死したりけれど、其餘毒天下に流及びし事、いづれの世に除き盡すべしとも覚えず。中にも軍國の儲、その備足らず。財貨の利、其用行はれざる事のごとき。公私の弊害、いかにともすべからず。天地開闢せしより此かた、これら姦邪の小人、いまだ聞も及バず。これらの事ども、三十餘年の間、六十餘州の中しらざる人もあらず。されど兩代の際、當家譜代の御家人など聞えし人々も多かれど、上の御ため身を出して論じ申されしハ、一人もあらず。我わづかに一臂をふるひ、數寸の管を提けて、封事を奉る事やまず。既に三たびに至りぬる際に、たち所にこれを決し去り給ひたりき。後代の人主にハありがたかるべき御事也。その明けの月にハかくれさせ給ひたれバ、もしなほ幾々の御沙汰もあらんにハ、後代には論じ申事もありなまし。あやうかりしほどの事也。古の人舜の功二十が一に居れるなどいひし事もあれバ、その時の詮房朝臣の奉書に、我前後の封事の草をバ、我後に傳へんもあしからド。また我後の人々も、當

時君臣の際會をバ思ひわかつべき事なり。
此年の春すぎ夏になりぬる比より、なにとなく御心地例ならずと聞え
しほどに、暑さわすれて、やゝ涼しき空になりぬれど、御藥の事ども、その
しるしもみえさせ給はず。此のちの御事いかにやと、心ぐるしきに九月
廿五日に召れて、廿一史を給りしハ、つひの御かたみの物にと、はからハ
せ給ひたるなり。一日を隔て、廿七日に召れて、詮房朝臣して、ひそかに問
せ給ひしハ、凡そ始めあるものゝ、その終なきハあらず。されバよのつね
もなからん、あとの事まで思ひはかるべき也。ましてや身の病あらんに、
その思ひはかりなかるべきやハ。されバ、女子の輩の忌み嫌ふ事のごと
くして、身死しなん時にのぞみて、其事どもおもひはかれども、あやまち
ある事をまぬかるべからず。我病のひまあるをりし、身の後の事を思
ふに、其事二つに出ず。汝の定め申さん所によりて、我心をも定むべしと
思へバめしたるなり。我思はずも神祖の大統をうけつぎて、我後とすべ
き子なきにしもあらねど、天下の事ハ我私にすべきところにあらず。古
より此かた、幼主の時、世の動なき事多からず。神祖三家をたておかせ給
ひしハ、かゝる時の御為なり。我後の事をバ尾張殿に譲りて、幼きものを
幸ありて成人にも及びなん時の事をバ、我後たらん人の心に任すべき
事也。但しハまた我多かりし子の中、我後ともなしぬべきたぐひよりの
み、世にのこりぬれバ、その幸ありて、成人にも及びなんほどハ、尾張殿西
城におはして、天下の事を攝行ひ給ひ、我後たるものゝ、不幸の事あらん
にハ、尾張殿神祖の大統をうけつぎ給ふべきにや。此二つの間をもて、ば
からひ申すべしと、仰下さる。某此事を承りて、匹夫匹婦の類といへども、
誰かハ我子の幸あらむ事を思はぬ者の候べき。しかるに、かゝる事ども
思召よられし、誠に有がたき御事なり。されど、仰下さるゝ所ハ、二ツながら
國の為世の為、しかるべき事とも覚えず。遠く其ためしをもとむるに迄
もあらず。神祖の御時、結城殿いまだ世を早くし給ハざるほど、天下の人

ともなく、御臺所の御方に仰られし御事どもありて、かくれさせ給ふべき時に及びて老中を召れて、我後の事どもをバ、越前守にいひ置しなり、とふべきほどの事ハ、かれにとふべしと、仰ありしとぞ。又某が奉公の事けふを限りと申さしをバ、必らず、御不審の事ありぬべし、さらバ思ふ事ども申すべしと思ひしに、それ迄の御事もなかりけれバ、我もまた申すにも及バず、後に此事をバ、詮房朝臣にいひ出せし事ありき、されどそれも、御息の絶させ給ハざらんほどの事にこそあれ、何事も今ハ見はてぬ夢とのみぞなりぬる。重秀しりぞけられし後新たに銀造り出す事停められて、金銀の事ども、天下の人と共に議らせ給ふ事、仰下さるべき由某が草をめされ、十一日に下すべきよしを、九日の日に、老中に仰下されしに。その夜に御いたはり事急にならせ給ふとて、世の人足をそらざまになして馳ちがふ。某もいそぎて参りしに青山備前守明幸の、我を待うけて、御あとの事此心ぐるしきに、参り給ひたれバ、今ハ思ふ所もなしといひしかバ、其事ハ、とくに事定りぬと答ふ。此上の幸ひこそあまりといひし。此時に臨みて、かゝる事いひし人もあらばこそとさる人の後なりとハ、覚えたれ。これよりのちは、ひたすらに、御あとの事より外に仰らるゝ所もあらバ。事きれさせ給ふべき日の、十四日のひるの比ほひ、御臺所の御方をはじめまゐらせ、わか君たちの御母上をもむかへ給ひ、けふは心地もよく覚えし事どもあり。かくてハ、程なく起出て、見えまゐらすべしなどのたまハせ給ひて、まゐるべき人々、ことごとくにめされて、御あとの事仰置れしのち、近くめしつかはれしひとびと、ことごとくにめし出されて、此ほどの労を慰め給ひ、そのゝち詮衡して、某をめさる。御枕上にハ、詮房朝臣、御うしろのかたにハ、正直さふらひたれバ、仰出さるゝ御旨ハなくて、たゞ御目をひらかせ給ひて、某がかほをつくづくと御覧じてのみおはしましけるに。是ぞ二十餘年がほど日々に見えまゐらせし事の限りなりける。かゝりし後に、詮房朝臣に、今ハはからひ置べき事どもあらむと覚えしが、なほ申べき事あらむには、聞かなむと仰られしに、何事も残りなくぞ侍るべきと答申されしかば、さらバ、我身を起したてよと仰られしを、さふらふ人々、いかにかくハ承り侍るにやと申ける。いふべきほどの事ハいひぬ。思ひおく事もなし。今ハとて、

身のやすからん事こそ、あらまほしけれと、仰らましとて、近くさふらひし人々は、今も其時の事ども、いひ出しつゝなき給ふ。此時、年比近くさふらひし水野といふ人の、めし出されて、覚えず泪にむせびしに、思ふにも似ぬ不覚のものかな、人の死しなむ、何事かあるべきと仰られしとぞ、あやまちを見て仁をしるともいふなり、此人のかくありしも、いとあはれなり、また此時に臨ませ給ひてかく仰られしも、誠に英主にてこそおはしましぬれ、御代つがれし初の年より、長崎港まで、海舶互市の料とすべき銅の数たらずして、交易の事行れ難く、地下の人、産業を失ふより、奉行所より告申事有て、某を召問はるゝ事あり。たゞすく論ずべきとも覚えず。いかにもその事の本末思ひはかりて、後に申すべしと答申す。それよりして奉りし前後の議草は、別に冊子となしものども多ければ、其詳なる所は、こゝにしるさず。其大要は、當家代をしろしめされて、海舶互市の事始しより、このかた、凡百餘年の間、我國の寶貨、外國に流れ入し所、すでに大半を失ひぬ。金は四分が一、銀は四分が三を失なへり、されど、これも公にあらはれ聞えて、推量るべき所をもていふ也、その餘推し知られざる所の事ども猶多し、これより後、百年を出ず。我國の財用こと〴〵く竭なん事は、智者を待ずして、其事明かなり。たとひ年々諸國に産する所ありといふとも、これを人体にたとふるに、五穀の類は、毛髮の生じ出る事、やむ時なきが如し。五金の類は、骨髓のふたゝび、生ずる事なきに似たり。かの五穀の如き、猶地に肥瘠あり。年に豐凶あり。ましてや、五金の如きは、これを産する地も多からず。それを採るに常にしもあらじ。我有用の財を用ひて、彼無用の物に易むこと、我國萬世の長策にあらず。古より此かた、我國いまだ外國の資を借らず。されば、藥材の外は、他に求むべき物もなし。海舶の来らざらん事、古のごとくなりとも、我求むべき所を得べき事、其道なきにしもあらじ。もしやむ事を得ざらむ所もあらむには、先王の制に、量入為出といふ事あれば、我國の寶貨、當時世に通じ行ふほどをも、まづ毎年諸國より産し出すほどをも、其数をはかりくらべて、唐山并西南外洋の國々、朝鮮琉球等に渡さるべき歳額を酌り定めらるべき事なり。たとひ我國中にて、買取所の物の價は増し倍さむにも、我國萬世の貨を傾竭し

て外國に渡されむよりハ、其憂ハ猶少しきにこそあれなど申す事どもも、つぶさに議しけり。さらバ、まづ海舶互市の事例ある〳〵進すべしと、仰下されし其事例によられて、長崎奉行所に仰下されし事ども度々に及ぶ。すべてかゝることハ、其智及びぬとも、其材なからざらむハはなし得申べからず。其材足りぬとも、其智なからざらむハ、共にはかるべからず。いはむや、材智二つながら備らざらむものをや。されバ、其事なし得べからず。此事行はれ難かるべしなど議し申すほどに、たゞ去年も此年も、銅料数たらず。地下の人、其産を失ひて、飢餓日々にせまれり。これにくはふるに、私販の為に、せにぬけ市ぬけ買などいひし事々、銀貨多く溢出ぬなど、告訴ふるより外の事もなく、これらの事ども聞召れて、かくては、當時のためも、後代のためも、ある〳〵べからんぞ。かの藥材の如きも、古を考ふるに、我國に産せし物すくなからん。木綿煙草などいふものゝ、古に聞えざるも、今ハ地として産せずといふ所もなし。たとひ古より我國になからむ物も、其種子をも求め、

其地宜をもはかりて、うつしもうゑつべし。異朝のいにしへにハ、倭錦などいふものも聞えて、また我國にて織出せし段匹の類も、其数多かり。これらハなほ外國の物用ふるまでもあらんや。まづ試にそれらの物ども織らむべしと、仰下され、京の奉行等、其仰を承りて、織せて進らせしものども、御事既に急にならせ給ひしほどに、来りつきぬ。九月十日の比歟、たしかにハ覚えず。此事聞召悦ばせ給ひ、詮房朝臣に仰下されて某に見せさせ給ひたりき。常世の橘もとめ来りし時の事、おもひあはせて、いと悲しかりし事にこそありつれ。

此年の春、一乗院の宮、関東に参り給ふべしとて、緋衣勅許ありけり。此事につきて、大乗院の門主申給ふハ、興福寺務職学業未成満の間、緋衣勅許の例なし。かゝる事によりて、後来また両門の差別出来て、爭論ともなりなむ事、おそれ思ひ給ふの由也。此由を以て公家に申させ給ひたりしに、此たび一乗院宮緋衣勅許の事ハ、親王の御身からによられしなどいふ

もさりあへずかゝる事もあるまことそ人づてにも聞たらましかば、うけられぬ事とも思ふべけれ御中陰のほど、をさなき子どもの類も、聲高く物いふ事もなかりし。考妣に喪するが如くなどいふ事を、聞し事ハあまどゝりの事をまさしく、目に見しぞ有がたき事なるべき。

十月廿三日に及びて、過にし九日に、老中に仰下されし、金銀の事世の人の議を問はしめ給ふ所のものを施行せられたりける。此事ハかくれさせ給ひにし御あとに、某がつげ言して志るし出せしもののごとくに、いひし人もありしとぞ聞えたる十一日に、施行すべしとて、九日の日に仰を承り給ひしうバ、老中の人々にハ、某がつげごとならぬ事ハ志り給ふめり。其時の仰を奉られし人々の中、相模守政直朝臣、河内守正岑朝臣、豊後守正喬朝臣等の三人ハ、今もおはすなり、世にハ金銀御遺言所といふ事をかきし札を我門の扉にありしを見しなどいひしにや、又此事につけて思ひ出る事こそあれ御代の初に落書の事も多かり、延寳の時にも、此事ありしかど、此たびの事のごとくにはあらざ、されバ老中の人々、此事日々にさかりならん事志うるべ、あらば急度禁じ止むべしと、申されしを世の人かゝる事によりて憚る所もなく思ふ所はいふあり、我警戒とすべき事も、取用べき事もあらめと思へバ、たとへいかなる事志るせしものなりとも、うつしまゐらせよと、近く召つかふわか侍どもにはいひき、人々もまたもとめ得て、見つべき事なり、此等の事禁じ止めて、世の言路を塞がん事、尤志かるべからずとぞ仰られける、

又そのゝち、遠江國篠原の浦にて、紀伊國船津村の船破れし事の御沙汰をも、評定衆に仰下されたるらめ、此事の月日は今ハわすれぬ、これハ、かの船の風にはなされて、篠原の浦にはせ上りしを、此ほとりのものども出合ひ、船うち破りて、積し物ども掠取るを、其船頭脇ざしの刀ぬきて、一人を疵付しより、事起りたる也評定の衆中の議ハ、此ほとりの村々の者共寄あつまりて、船なるものども盗みし事ハ、一定なれど、あまりに其人の多ければ、ことごとく皆其罪にも行はれ難し。又彼船頭の金いれおきしものも、盗取られしと申せど、實にハ其物盗取られしにはあらじ。かゝるいつはり申志し上ハ、此者をバ、其首を刎ぬべしと申したりけるを、某に問はせ給ひければ、船中のものども、盗取りし事、一定ならんにハ、其盗せしものどもの數万を以てかぞふるに至るとも、其罪行ハれがたかるべき事にハ

訂正
らめハ、らむとあるべし、

あらず。寛永十三年八月二日の制條に、船頭浦の者と相謀りて、其荷物盗とらんには、其船頭ハいふに及ばず、ともに謀りし輩みな死罪に處し。其浦のものども、家ごとに、鳥目十疋づゝを出すべしと見えたり。祖宗これらの法を設けおき給ひしハ、かゝる時の御ためにぞあるべき。いかむや、罪犯せしものゝ其數多きが故に、國法行れざるところあらむ事、もつとも然るべからず。寛永の制によられて、其張本人のごときハ、其罪を正し、其時に出合ひしものゝある浦々ハ、家ごとに、鳥目十疋を出させて、それをもて、彼船頭に給らむには、少しく其失ひし所をも補ふべし。又はじめ金いれし物盗まれしと申せし事も、其憤りに堪ずして、彼罪の大ならむ事を思ふによりし歟。さらずハ、其船の物どもハ、浦々のものゝために掠め取られて、其蹤跡を認むべからず。金いれしもの盗れしといはむにハ、其沙汰なくしてかなふまじと思ひしによりしなるべし。下賤のもの、これらの情あらむ。深く咎むべきにあらず。いはむや、まさしく物を盗みしものと、その言ひつはるものと、其罪いづれか軽く、いづれか重かるべき。其罪重きものハ、刑をまぬかれ、其罪軽きものハ、刑に陥らむ事、いかにやあるべきと申ければ、某が議のごとくにさだめ、ふみの草まゐらすべしと仰下されて、その草を奉りたりしが、くれさせ給ひしのちに至て、此事に及ばれしとぞ聞えたりける。

折たく柴の記中 終

折たく柴の記下

此年比、我仕まゐらせし所も、上の待せ給ひしところも、よのつねの人にたくらぶべくもあらねば。されば我心に思ふ所ハ、申さずといふ事なく、上にもまた我申す所、御心を用ひられずといふ事もおはしまさず。上すでになくならせ給はむ後ハ、我たとひいふ事ありとも、誰かはまたこれをきくべき。されば我つかへのみちも、今を限りとなりぬと申せしは、此事のためにてありき。されど、世のため人のため、深く遠く謀らせ給ひし事の、いまだ行はせ給ふに及ばで、かくれさせ給ふ御きはまでも、承りにし御事どもは、我いかなりとも其御志のほどこそ行はれん事をおもひはかるべしとの御事とぞ覚ゆる。此等の外ハ、當代の御事たすけまゐらする人々、多くおはしますに、我しるべきところにもあらねば、此年の春仰かうぶりたりし、御日記の事等ハ、詮房朝臣に申旨ありけり。これハ此年比、祖宗實録の御事、思召よられて、其事仰かうぶりしに、當時の日記を見るに、あまりにその文の拙きに、まづ其例を起しつべし、其事の大なるをば、若年寄に問ひ、小しきなるをば、目付のもの

B 23475

如くしきの二字を削るべし

訂正　やハ列とあるべき誤之、下文も皆同じ

に問ふべしとて、今の大和守重之朝臣、と加藤右近どのに、其事を仰蒙りし
え、當時は其御旨をとるべき所もなし。只今迄のごとくにても候へか
りと、詮房朝臣に
申たりし事く、かくてありしほどに、十一月に至て、當時は幼主の御事なれ
バ、御服もおはしまさねど。程なく日光にも、伊勢にも奉幣の御使あるべし
など聞ゆ。さはいかなる事にやと、驚き思ひしかバ、詮房朝臣に此事を問
しに、大學頭信篤七歳未満の人、父母の服なしとて、かくは議し申なりけ
るなり。前に思ひし事のごとく、當代の御事ハ、我まるべき所にあらねバ、
申すべき所にあらざるハもとより也。されど、此御事に限りてハ、さてし
もやむべき事あり。禮に七歳以下を無服の殤とする事ハあれど、七歳以
下の人、其父母の為に服なきにあらねバ、ましてや、當時ハ天下の大統をう
けつがせ給ひて、億兆の君たらせ給ふ御事なり。いかでよのつねにとけ
なきものに、例しまゐらすべきといひしかば。詮房朝臣其由をもて、信篤
に問ふ事ありしに、信篤答へて我奉りて撰びし、元禄の服忌令ハ、天下
不易の制なり。いかなるものゝ、かゝる事をば申すらむといふ也。老中の

人々、すでに信篤の議によられぬ。信篤の答ふるところ、まさしくのごと
くなれバ、人々の心をめぐらさん事、いかゞかなふべからねバとぞ、詮房
朝臣もいひける。此事その係る所最大なり。されど、此事をもて、人々と議
し申されむ事、よかるべからねバ。某がごときは、一身の用捨國家の軽重と
なるにあづからねバ。たゞ某が議をもて、人々には申し玉へといひて、やが
て其議をまゐらせたる。其事の大要は、古の聖人喪服を制し置れし事
ハ、父子君臣より始て、凡て人倫の道を厚くし玉ふべきためと見えたるを。
異朝にしても、後世に及びてハ、古の制と同じからぬ代々もあれバ、まし
てや我國の制は、古に同じからぬ事どもハあれど、すべてハ、まづ古の聖
人の制によられ、其時の宜き所を斟酌せられし所にあらざるハなし。元
禄の時服忌令改め定められし所も、古の聖人の御心にはかなひ玉ふべ
からず。されど、前代御治世の始より、いかに思召す所もありしにや、倭漢
古今喪服の制ともに審に問はせ玉ひし事ありて、某書にまゐらし圖作りて

由ナシ

まゐらん。いまだこれらの御沙汰に及ばれずして今日には至りぬ。謹按るに、元禄の令には、七歳未満の人、相互に服忌なしと載たる。此令ハ本朝の令によられしと聞えしかど、本朝の令にも、七歳未満の人のためにハ、服なき由みえたれど、七歳未満の人、其父母の為に服なしとは見えず。古の服制にハ、童子其父母のために喪すと見え侍るに、いかなるゆゑによりてか、相互に服なしとは見え候ひしやらむ。これによりてこそ、當時御幼稚の御事なれバ、御服忌あらずとは聞え侍れ。又本朝の令にも、君のために臣たるものゝ服一年と見えしに、元禄令にハ、臣下たるものゝ君の為に服する制をも除れしかバ、當時御家人の服あるべしとも聞えず。これらの事ども、元禄の令によられん上は、今はた新たに、服忌の事御沙汰あるべきにもあらず。但し前代多くの御子おはしゝかど、幸に上の御事のみ、大統をうけつがせ玉ふも、御幼稚の御事なりて、御服忌もあるべからざるに、天下の事しろしめされ、多くの御家人めしつかはれしにも人々の服忌もあるべくもあらざらむにハ、なまくよりてこそ、國家の大喪とハ申すべき。本朝にも、心喪など申して、其服ハなけれども其心にハ其喪をたもつ事侍れバ、上を始めまゐらせ、御家人にも、たとひ御服忌なからむ事、元禄の令のごとくなりとも、せめてハ御服あらむ日の限りハ、凡の事、吉凶に従はせ給ふ事おはしまさずらんにハ、元禄の令をも妨ぐる所なくして、臣子の情少しく伸る所を得て、天下の父子君臣の道、これによりてならびたつ所を得つべし。但今に至りて、心喪の御事など申す事あらむにハ、天下の人、元禄の令に疑ふ所も出来なむと申す事もあるべけれど、たとひ天下の人疑ふ所ありとも、たゞし七歳未満の人、その父母のためにする一條の事のみにて、其餘事にあづかるべきにもあらず。其上天下の御政と申すも、御法と申すも、皆々人倫を正しくせらるべき御事にて、父につかへ、君につかふる所をもて、その大本とせられ侍れバ、わづかに七歳未満の人、父母のためにする服の、世の疑ひを致さむ事を憚りて

天下の大本をうしなひ、天下の大倫をほろぼされん事いづれか重くいづれか軽かるべきむかし宋の英宗の御時と、明の世宗の御時とかゝる御事に似たる事どもありて、天子御成人のゝちに至り、當時の大臣罪かうぶれる事もありき當時ハ御幼稚の間なればいかにとも思召わかたるゝ所おはしまさずとも、御成人の御時に至りて、かへり思召れん所をもよろしく思ひはかり給ふべき所なりと申ししなり。詮房朝臣我が議を袖にして、まづ人々に問試られし事ありしに先入の言すでに主となりて、我議の行はるべからずと見えしかバ、我議をすて大御臺所にまゐらせ、我心のほどをも申されしかバ御母上ど共に其議を見させ給ひ、上御幼稚の故によりて、世の人々と共に、世のあるにておはしまさし御父の、御服忌の事なからむハ、天道の冥鑑も畏るべき事なり又御成人ののち、これらの事をしろしめされて、うらみ悔ませ給ふ事もこそあれわれらがねがひ思ふ所のよしをもて、心喪の御事申行ふべしとぞ仰られける。人々も此由を承りて、かさねて議し申さるべきにもあらねバ、御神事等の儀ことごとく十二月の後に至りて擧行はるべきにきはまる。信篤其説の行れざりし事を深く憤りて、周公の儀禮にも、朱子の家禮にも、明朝の法にも、喪服は相互にきたる故に、彼よりこれへ、これより彼への服の法を一々擧て小兒七歳まで無服の殤と申せば、無服の小兒よりは、父母を始て諸親への服はなし。神道服忌令、吉田家服忌令、禁裏服忌令、これに相同じき由をしるして、十一月廿九日、老中の人々にまゐらせたりしを、我にもまた、詮房朝臣みせられたりけり。此事我が思ひしまゝに、御沙汰すでに訖りぬれば、我またかさねて申すべき所もあらず。されど我此ほど心をも盡し慮をも盡しは、古の聖人の制によりて、天下の父子君臣を定むべき所を思ふがためなり。しかるを其が論じ申す所の、周公孔子の法にあらじなど申すハ、たゞに當世を誣るのみにあらずして、古の聖人を誣申す所なり。此人一時の遭遇を辱くして、天下の人を教る事をも

て職とす。もし其説の行はれんには、其人をして、不忠不孝のみちびきと
なしまゐらするにこそあれ。こもまた萬世の患なり。證するに、禮経の言
を以てして、其妄誕の説を折かざる事を得べからずといひて、儀禮禮記
等の書を始として、大明會典集禮等に至るまで、引用ひて、七條をしるし
出し、これらの書による時ハ、ことごとく皆七歳以下父母のために服あ
るなり。しかるを儀禮家禮大明の制其服なしといふは、かならず明文の
證とすべきものあるべし。各條は下に録し出すべしとしるしてすゝ本
朝の喪葬令等によりて二條をしるしてまゐらす。詮房朝臣我しるしし
所をもて、信篤に問れしに至て、儀禮家禮等五等の服の中に、無服殤に、父
のためにする語の見えざりしゆゑに、はじめのごとくにはしるしまゐ
らせざりき。その餘七歳以下の人、父母のために服あるべき明證はなし。
禮経の言によるときハ、服なしとハ申し難ければ、答申す所もなしとし
るして、我別にしるし出せし二條に答ふる所ハ、花鳥餘情などいふ草子

を引據として、七歳未滿の人、父母のために服なきハ、本朝の俗なりともし
禮経によりて、其服あるべくハ、すべて禮経によりて父母のために三年の
喪をも擧行はるべきにやなどしるし出せり。我これを見て、某が議、周公
孔子の法にあらずと申すが故に、これを正すに、禮経の言を以てすかの
人前に申しし所ハ、禮経の言にはあらずと、怠状をまゐらする上ハ、此一
言を得て、我申す所の信をバ、天下後世に示すにたりぬ。大學頭たらんも
のゝ、かゝる天下の大儀に當りて、源氏物語の抄引用ひて、我國にしてハ、
聖人の法行はるべからずなど申すに至ては、天下後世の公論あるべけ
れバ、我論ずるにも及ばずといひて、そのしるし出せしものどもをハ、請
ひ受て帰れり。當時天下の為に、父子君臣を定めしのみにあらず、周公孔
子の道を、我國万世のために守りまゐらせし證状なれバ、かのしるし出
せしものどもハ、我後に傳へんもあしからず。此事の詳なる事ハ、我その
時の議草ならびに鳩巣の國喪正議の書に見えたれバ、併せ見つべし。後に

訂正
見つべしハ
見るべしと

いふべき所なり、

きくに、信篤の弟子のいひしを聞しとて或人のいひしハ、此時に詮房朝臣の問目を得て、答ふべき言を措くべきやうなくして、たゞあきれにあきれゐしを、弟子の見て、その故を聞て、源氏物語の抄にこそ、幼主の父帝崩し給ひし時の事ありしうと、覚えしといひしを聞て、それたづねよといひて、やがて花鳥餘情によりて、その説をつくれりとぞ、我師の事をかく人よ聞えしも、まさ此師あれバ、此弟子ありどこそいふべけれ、大学の子弟すではかくのごとし、あはれ我國の学の衰へにしかゝる事まも至りぬるうな、

此程、又信篤蜀都雑抄、秘笈千百年眼等三等の書をひきて、年號よ正の字を用ふるハ、不祥の事なり。早く改元の事あるべき由を志るして、老中の人々よまゐらせ、詮房朝臣我思ふ所を問れしかバ、當時我言用ひらるべきものよあらず。されど問ひ給はんに、答ふまじきにもあらねバ、志るしまゐらせし事どもあり。其大要ハ、近世大明の人、年號の事を論じて、正の字を用ひし代々不祥の事あり。凡そ文よ臨みていむべき字なりなど申す事、信篤が引きし所の外、れ書にも見え侍れど、皆是君子の論にはあらず。天下の治乱、人壽の長短のごとき、或ハ天運にかゝり、或ハ人事よよれり。いかむぞ年號れ字よよりて、祥と不祥と有べき。魏の齊王芳、高貴郷公、梁の武陵王、金の煬王、哀帝、元の順帝のごときハ、皆其不徳により給ひしなり。たとひ其年號ハ正の字用ひられずとも、これらの人主其國を失ひ、其身を滅し給ふ事なかるべしや。大明の世よ至てハ、正統、正徳の代々の事、皆是其徳の至り給はぬと、其政のよからざるとによれり。年號の字れ罪にはあらず。孟子無罪歳とのたまひし所、よく〳〵心得給ふべきもの也。天下の治乱、人壽の長短等、年號の字によらざる事どもを論じ解むにハ、其說殊よ長くして、誠よ無用の辨言の費なるべし。たゞ誰よも聞召して心得わかち給ふに、たやすき證一つを擧て申すべき也。凡そ人の幼といひ、弱といひ、壮といひ、強といひ、艾といひ、耆といひ、老といひ、耄といふ、其稱同じからねど、たゞ其年の積れるにて、異なる人まハあらず。又生れて三月よして其名つき、二十よして冠して字つき、五十にして伯仲叔季を稱するごとき、其稱するところ同じからねど、其命ぜる所ハ異なるにあらず。彼年月日時といふものも、其稱同じからねど、時を積で日となり、

に多くハ天変地妖水旱疾疫等の事によらざるハあらず。されバ古より年號に用ひしほどの字、一字として不祥の事に逢ふことなかりしといふものハあらじ。かりしかならバ不祥の事、年號の字の致す所ならむ事をうれへば、古の代の時にはおしなべて年號といふもの〻なかりしには、さもなくまじきにや。されど和漢ともに、年號といふもの〻なかりし古の時にも、天下の治亂、人壽の長短、世として是なきにもあらず。其意多禮亞、喝蘭他亞等の人にあひて、當時萬國の事ども具に聞しに、年號を用ふる國々わづかに二三にすぎず。其餘は皆年號といふ事はなくして天地開闢より幾千百幾十年など申なり。されど二十餘年先より、西洋歐羅巴の國々、多くは其君死して、それが世継の事によりて乱れし國少からず。去年の冬、是年の春も、多く戰ひ死せしなど申なり。是らハいかなる事のたゝりぬるによりてかくはあるにや。さらば年號なしとても、天運の衰、人事の失ふ所あれば、乱れ亡びざる事を得がたしとは見えたり。又異朝代々に同じ年號を

訂正
帝を称してハ、帝と称してといふべき所なり、

用ひし事、彼は起り、是ハ滅びしも又少なからず。たとへバ、永樂の號は、初め五代の時に、張遇賢といひし盗賊、中天大國王など稱して、其元を永樂と號せしが、程なくほろびぬ。其後宋の世に及びて、方臘といひしが、帝を稱して、永樂の號を用ひしに、わづかに八月にして亡びぬ。其後又大明の太宗即位の後、永樂の號を用ひられしに、二十六年の寶祚をめでたく度し給ひき。是等の類、悉くにかぞふるにいとまあらず。又本朝の年號、異朝に同じきいくらもありたとへバ建武の號ハ、後漢の光武、漢室を中興し給ひて、三十一年までおはしましき。後醍醐院是を用ひ給ひしかども、二年にも及ばずして天下乱れぬ。天暦ハ村上天皇の號にして、本朝のめでたき代のためしには申傳へし所なれども、元の文宗の時是號を用ひられしに、わづかに五年にして崩ぜられき。是等の類も又かぞふるにいとまあらず。凡倭漢古今の事を併せ考ふるに、天下の治乱、人壽の長短、年號の字にかゝはらざる事かくのごとし。我朝の今に至りて、天子の號令、四

海の内に行はるゝ所ハ、獨年號の一事のみにこそおはしますなれ。異朝の書にも、其事を論ぜし事ハ見えず。古より此かた、我朝改元の例は、代始め、又ハ革命革令三合、天變地妖、水旱、疾疫、兵革、飢饉等の事によれり。武家の代となりしより後も、武家の御事によりて、此事ありし例ハいまだ聞ず。其中一二の疑ふべきこともあるをすて、或ハ又其事ありなど申べきにや。その事又辨せざる事を得べからず。建久十年正月十三日、前右大將賴朝薨じ給ひ、此年四月十一日改元ありて正治と號す。是ハ土御門院御代始によれる也。建保二年正月廿七日右大臣實朝弑せられ給ひ、此年四月十三日改元ありて承久と號まそ。是三合、并天變地妖によれるなり。貞治六年十二月七日寶篋院義詮薨じ給ひ、明年二月廿七日、改元應安と號し。長享三年三月廿六日、常德院義尚薨じ給ひ、此年八月廿日、改元延德と號す。是ハ兵革天變の事によれるなり。此外應永三十五年正月十一日、勝定院義持薨じ給ひ、此年二月九日に、改元正長と號す。是稱光院御代始によれり。是より先應永十五年正月六日、鹿苑院義滿薨じ給ひ、同三十二年二月十七日、長德院義量薨じ給ひしかど、改元ありしにもあらず。又嘉吉三年七月廿一日、慶雲院義勝薨じ給ひ、四年二月五日、改元文安と號す、是兵革によれり。是より先、嘉吉元年六月廿四日、普光院義教弑せられ給ひしかど、改元有しにはあらず。是ら其疑ふべき所なれど、武家の御事によらざる事既にかくのごとし。然るを今前代の御事によりて、正德の號を改めらるべき由を以て仰られんに、もし上の人々、是等の例によりて議し申さるゝ事ありなんに、いかにすや侍ふべき。たとひ又それらの事に及ばずして、仰らるゝ所によられて、改元の事おはしますとも、天下後代有識の君子、議し申事あらんにハ、當時補佐の人々の瑕瑾におはしますまじきにもあらじ。是等の間よく〳〵御議定に過べからずと申たりければ、詮房朝臣いかにやはかられたりけん。此事もまた行はれずぞなりける。

信篤明儒の說を信じて、正德の号然るべからずと思ひし所、その憲の過たるに出たらんにハ、いかにやすべき、さらば、など前代の御時に、此事を

バ申さゞりけん、然るを、今かゝることゝ申出さしハ、前代にかゝる事申す
者のなかりしハ、其時に用ひさせ給ひし者どもの、不学の誤りしを、人々
の思ひ給ふらん所をおもひ計りしにや、されど、正保の改元の時ハ、其祖
其父の世に有し比にこそあれ、正徳の号なるべからんなど申さゞりし
は、前代に用ひ給ひしものどもの、あやまりならむよりは、正保の号然る
べからずと申さゞりしハ、其祖其父の誤にぞ有べき、此くどによりて思
ふに、初め上御幼稚の間なれバ、御服忌の事有まじと申さしことも、古の
時だに三年の喪ハ、期にして止むべしともいひたり、ましてや今ハ、大御
臺所御母上を初め参らせ、然るべき人々も、我意を取用ひ給ふべし、又正
徳の号不祥の事申たらんには、大御臺所御母上をはじめ参らせ、然るべ
き人々も、我意を信じ用ひ給ふべしなど思ふ、例の曲学阿世の邪智に
よりて、再び時にあふべき事をこひねがふの姦計に出しとぞ見えたる。
前の事ども記すにつけて、思ひ出したり。前代の御時、辛卯の八月十七日
進講訖りし後、疑獄一條を記し出されより。是を見るに、信濃國松代庄の
人、爰に来り止りてあきなひするあり。其妻ハ當國河越の庄、駒林といふ
村の民の女なり。過にし七月十六日、其妻の兄なる者の来りて、河越にい
ざなひ行たり。同廿日に、妻の兄又来りて妹なる者に、汝の夫はあきなひ
の為に、故郷に行なり。いくほどなくて帰りぬべし。其程ハ父の許に来り
て、其帰らんを待べしといひぬといひて、同じき廿一日に、父が許に伴ひ

行て、日数経ぬれど夫の帰らざれバ、其帰らん程を父に問ふに、廿八日の
比ハ必帰らんとこそいひつれといへども、明の月朔日に至れど、帰も来
らず。いかにかくハあらんと覚つかなさに、ほどちかき川に流れ死にし人
ありときゝてむねうちさわぎて、走り行て見れど、水の中にうつぶし死
にたれバ、見もわくべからず。いかにもして其人を見ばやと、父と兄とに
いへど、いかにさる事やあるべきといひて、聞もいれず。いとゞ其たくが
たきに、明の日其所の名主など云者に告て、かの死にし者を取上させて
見るに、我夫なりけり。爰は但馬守喬朝秋元の所領なれバ、留守の役人等か
の妻が父兄其家の子等を召問に、答ふる所の疑はしけれバ、其家を検知
せしに、婿なるものゝ衣類雑具等を得たりけり。陳ずるに詞なくして、七
月十八日の夜、父と兄と二人して、其婿を縊殺して水に沈めしこと顕れ
にけり。かの婿殺せし二人の罪は、疑ふべきにあらねど、其妻なるものゝ父
を告し罪あるに疑ひあれバ、喬朝朝臣其状を参らせたる也。其對へ申は、

此獄三綱の變よして、常理をもて推べからず。ひそかに憂ふる所は、かの
父子夫婦の事の爲のみにあらず。君臣の大義よりてかゝれるところなる
りと申けれバ、されば評定の者どもに、かゝる事の断例やある。尋ねて申
參らせよとこそ仰つれとのたまはせ給ひたりけれ。家に帰りし後、我友
鳩巣とひそかに此事を議せし。明の日の朝奉れる書に、儀禮喪服傳
の斬齊の條を引て、是らの條によりて此獄を決しなば、其疑ひなかるべ
き由を記せり。我始めかの議を聞しに我思ふ所に同じかりつるに、今又
此書に確據あるを得しハ、幸にこそ覚えたりけれ。二十二日の進講の後、
評定衆の參らせし断例をうつしくだされて、是此獄を断るべき例とも
見えず。いかにや思ふと仰下さる。其断例を見るに、貞享四年四月、夫の我
養母と私通せしことを告申しゝ女有て、かの私通のものの二人首を切て
獄門にかけられ。其女をバ母と夫とを告し罪によりて、獄につなぐ事一
年、五年三月に至りて奴となされし事を記したるを承る所のごとくバ、

此獄の例とすべき事にあらじと申て、此女罪せらるべき事あるまじき由
を申て罷いづ。二十五日に名れて老共の大學頭信篤が議を奉りしもの
を見よとてうつし出さる。其議にハ、人盡夫也、父一而已、是鄭の祭仲が女、
己が母に父と夫と孰れか親しき義を問ひしに、其母の答へし言葉なり。
父の罪あやまちあらはれしは、女の訴へしによれり。論語にも、父の惡を
かくさゞるを直と見えたり。律書にも、父母の惡を告言するものを殺すと見
ゆ。されバ、父の惡を訴へしは其罪死に當れり。もし父の夫殺せしことを志（しこ）
らずして訴へんは格別なり。本朝の律にハ、父母を告言するものは流と
あり。注に絞すと見えたりと記しぬ。此月廿三日に奉りし議也、祭仲が妻の言取用べ
き事かは、又此事もとより過誤の失にハあらず。又孔子隠すをもて直し
との給ひしとも見えず。此上は議すべき所を記して進らせよと仰下さ
れしかば、家に帰て、やがて筆記して、二十六日に某が議をぞ進らせたる、
其議せし所は、某伏して今月十七日の旨を奉る、商夫の婦あり。夫出て帰

訂正
死しぬれバハ、死しぬれバとあるべき所なり

ちず、久しうして溺死の者ある事を聞て、其里長にこふて其屍を撿するに、則我夫なり。推鞫して其状を得しに、婦の父と兄と、共に聟を殺して、屍を水に沈めしなり。官司疑ふに婦其父を告るの罪を犯すに似たり。法官議して没入して婢となすべしといひ、儒官議して断ずるに父を告るを以てすべしと云。爰において某をして又議を上らしめらる。某謹て按るに、是獄三綱の変常理のおすべきにあらず。正に按して断ずべきもの三ツ、一ツには宜しく正すに人倫の綱を以てすべし。いはゆる三綱とハ、君は臣の綱、父ハ子の綱、夫ハ妻の綱是なり。先此三ツの綱と云ふにつきて、君と父と夫と、其尊き相同じくして、是に仕ふる所一ツなる事をしるべし。二ツには宜しく據るに喪服の制を以てすべし。先王の制、女子許嫁して室にあると、嫁して反て室にあるとハ、父死しぬれバ、父の為に斬衰三年す。已に嫁して夫に隨ふ時ハ、父死しぬれバ齊衰不杖期を服す。されバ女子の室にある時と、出て嫁しぬる後と、父の為に服する所、懸絶なる疑

ひあるべきが故に、喪服の傳に其義を明らかにして、婦人三従の義あり。專用の道なし。故に未嫁父に従ふ、既に嫁す夫に従ふ、夫死す子に従ふ。故に父ハ子の天なり、夫ハ妻の天なり。婦人不二斬者、猶曰不二天也、婦人不能二尊也と見えたり。されバ此婦人尊を二にする事あたハずと云によりて、人の妻たるものゝ夫に隨ひて、父にもおとるまじき義ある事を知るべし。三ツにハよろしく度るに事変權を以てすべし。凡事常あり変あり。是を行ふに經あり、權あり。先儒の云く、權とは所以達經也。女子室に在てハ父に隨ひ、出て嫁してハ夫に従ふものハ、時措之宜いはゆる先王の義制也。それ君々たり、臣々たり、父々たり、夫々たり、婦々たるハ、人倫の常なる也。君々たらず、臣々たらず、父々たらず、子々たらざ、夫々たらず、婦々たらざるハ、人倫の変なる也。君々たらずといへども、臣々たらざと云ことなく、父々たらずといへども、子々たらざと云事なく、夫々たらざといへども、婦々たらずと云事なきハ人倫の変に處して、其常を失ハずとい

ひつべし。凡人の臣として父其君を弑し、人の婦として父其夫を殺すの如きは、人倫の変最大なる者にして、臣たる者君に忠ならんとすれバ父に孝ならず。婦たる者夫に義ならむとすれバ、父に孝ならず。斯人の不幸、是より大なるものはなし。古の人の臣たる者、其父に従はずして其君に忠なりし者、其人あり。唐の李璀、石演芬がごとき是なり。人の婦たるもの、其父と兄とに従がはずして、其夫に義ありしもの其人なきにあらじ。漢の孝平后、孝献后、北斉の天元后、呉太子妃の如き是なり。されど、父の為に夫殺されて、其事を以て告しものゝ事、いまだ見る所あらず。其夫の君命をうけて我父殺さむとするを知て、父に告て父の為に夫殺されしものハあり。鄭の蔡仲の女雍姫是その人也。初め雍姫ハ、父と夫と其親しき所いづれならんことを疑がひて、其母にとひしに、母答ふるに、人尽夫也、父一而已、胡可比也といふを以てす。是信篤拠る所あり 其母のいひし処と、雍姫が告し処と義ならんには、夫たるものゝ為に、其父を父とせず、其兄を兄とさせざりしごときは、不孝不悌にして、不義なるべし。むかし魯に人の臣有て、父其君を弑せんとするを知て、人は尽君也、父は一なり、胡可比也といひて、父と共に君を弑せば可ならんか、不可ならんか。衛公子州吁、其君を弑す、石碏が子厚あづかれり。石碏陳に告て、此二人者実弑寡君、敢即図之といひけり。君子称して、石碏ハ純臣也大義滅親とハ是これをいふかといひき。孔子父為子隠子為父隠との給ふハ、是又信篤引用し所なり、人倫の常理のみ。羊を攘むと君を弑すといづれゟ大に、いづれゟ小しきなる。先王の制法、嫁するの女ハ其夫を天として、其父を天とする事あらざるによれバ、我父其夫を殺ししにも、よの常の父母を告るの律を以て論ずべからず。況や此女の里長にうつたへて屍を得て後に其夫たる事をしる。官按して其父と兄との、其婿殺しし状を得たるがごとき、また父と兄との夫殺しし事を知りて、是を告しにハ大に異也。此婦のごとき断ずるに罪を以てせん事、悉く其理なし。父兄の夫殺しし罪露はれぬる日、たち所に自殺したらん

には夫の為に義にして父兄の為に孝あり悌あり人倫の変大なるものに処して善尽しぬと云べし。されど又備らん事を責むるの論にして君子恕人之道にはあらじ。古より此かゝる父の為に夫殺されて死するに及ばねど身を終るまで其義を守れる女少なからず。古人其死せざるが為に其節を少しき也とはせじ。某竊に議す凡人の婦たる者其夫の為に義なるべきは猶臣たる者の其君の為に忠あるべきが如し。もし李璀石演芬が如きもの世のいはゆる忠臣義士ならんには蔡仲が女雍姫が如くならんを称して孝順の婦とせんは某が知れる所にあらじ。又此議にそへて奉りしは評定の人々奉られし断例によれば此女禁獄一年の後没入して婢となすべし。大学頭が議によれば此女父の夫殺しゝを知て告たらんには処するに死刑を以てし。若其事を知らざらんには奴罪に行はるべきもの也と云が如し。若某が議の如く此女罪せらるゝ事なからんには某敢てこふ所あり。色衰へざる寡婦すでに其託する所を失ふ青

松の色歳寒に改むる事なからむこと、いまだ必とすべからず。某ひとり其婦節を失なはん事を惜むのみにあらず。只おそらくは官法を毀ふことあらん事を我國の俗父を喪し夫を喪して僧となり尼となるも少なからず。ひそかに人をして諷せしむるに父と夫との為に尼とならん事をもてして尼寺に送りいれて剃髪授戒せしめ父と夫の財産を併せて其寺に施し入て彼飢寒の患を救はんには官法婦節二つながら全からんとぞ申たりける。やがて某が議によられて御沙汰ありしかば喬朝朝臣の許らひにて自ら尼とならん事を望みこひ鎌倉の尼寺におもむきしとぞ聞えたりける。

御中陰の事終りし後十二月十一日にぞ御代始の儀行はれたりける。先先の御代には御元服の儀有て正三位大納言になさせ給ひ正二位に挙られ給ひ御代つがれしに及て将軍の宣旨蒙らせ給ひ大臣の大将にもならせ給へり。當時は殊に御幼稚のほどに御代つがれしかば御官途の

事申給ひて後将軍宣下の御儀も有べきにて、其事を申給ふべき草案をバ、有し御代の如くは、某奉るべき由を詮房朝臣申さる。此上の事、今はさ辞し申べきにもあらねバ、其草を參らせたりき。又御名の字の事をも、さき〴〵の御代にハ、御父の付させ給ひしかど、當時ハ仙洞より御筆をも染參らせらるべき事を申給ふべきにて、望ませ給ふべき御名の字をも、某が勘文奉るべしと承りて、仙洞に申給ふべき事の草をも、御名の字ハ勘文をも奉りたりき。此度ハ正二位の大納言にならせ給ふ。十二月の十二日に、消息の宣旨ありこれハ既に御代知し召れし後なるが故なるべし。仙洞の御筆を染られし御名の字もかの宣旨と共に同廿二日に爰に来りつきしを、吉日を撰れて二十三日に奉りたりければ、二十五日にハ、人々參賀の儀有りけるに、此日ありし御代の例の如く、黄金三十兩を給はりて、奉公の勞をぞ慰し給ひける。此後毎年又如此、この餘折々に賜る所も、皆々有し御代にかはらねバ、悉くにハしるさず。

明れバ癸巳正月元日、御着袴の儀ありけるに、同き廿三日、黄金三枚を賜はる。是ハ御寶の字を勘へ參らせし事の為なり。御内書をなし下さるべき為に此事あり此日、又詮房、忠良等の朝臣仰を傳へて、前代の御時に某に給ふべしとて長崎奉行所に仰下されしものゝ、此程爰に来り着し書三部を下し賜りたりけるに。三才圖會農政全書石印譜等

三月十八日にハ、御元服の次第を撰み奉れり。これ程なく此儀を行はるべきによりて、兼て仰を蒙りし所なるに。御元服の具、其日御座敷の装飾の事迄も、某が議を參らせたり、三月廿六日、白書院に御出有て、御元服の儀行はる。加冠ハ彦根中将直該朝臣、理髪ハ會津の中将正容朝臣なりき。某も御座の後に候して、其儀を見る。此ほど近衛前攝政大相國御下向有ければ、かの御旅館に參りし事度度に及びぬ。四月二日にハ、将軍宣下の儀をぞ行れける。此時にも、又御座の御後に候せし事前代の例のごとし。同五月六日にハ、前代の仰下されし事のごとく、某が宅地をぞ増し下されたりける。

九月廿八日に文昭廟の御鐘銘を撰み參らす。是仰によりてなり。銘をば高玄岱ぞ書ける。深見新右衛門去年かくれさせ給ひし後、傳奏より御院號の事いづれならむにも思召ところに任ぜらるべき由をうちうちの御氣色なりとて、其字二つ三つ記して參らせられたりしを、詮房朝臣某に見せらる。御院號の事ハ、外國にも後代にも相傳ふる所なれバいかにも然るべき字こそあらまほしけれ。文と昭との二字のうちをもて宜しく撰み下さるべき由を申させ給ふべき草を參らせたれバ、老中の人々、其由をと答へ申されしに、勅して文昭の字をぞ賜らせ給ひたりける。前代の御廟號をも當代の御名の字をも、某が撰みし所を、禁裏にも仙洞にも取用ざせおはしまし。其又御廟の御鐘銘をも撰び參らせし事ども、誠に辱き事どもなり。

十月の十四日、周閑の御法會にも、所職の人々の外には、詮房朝臣、忠良朝臣、清武朝臣、松平出羽守子息内藏頭清行、隱岐守詮之、淡路守詮衡、市正正直、某、此外に近習の諸大夫二人、細井和泉守、窪田肥前守也、隱岐守、和泉守、肥前守三人ハ、御廟造營の奉行たりしがゆゑなり、是等十人計ぞ束帯して伺候す。是又有し御代の儀によられしなり。

此年七月二日に、大和川魚梁船の御沙汰あり。是は攝津國より大和國に送るもの共をバ川船に積載て、河内國亀ヶ瀬と云所に至り。此所よりしては、水淺ければ魚梁船といふものにうつし載て、彼國中に分ち送る。其魚梁船の事は、慶長の頃より、大和國平群郡立野村の住人に安村といふ龍田本宮の社人支配し。其運賃の利によりて、龍田の社を修造し。公にも運上の銀三十枚を參らせけり。安村は代々喜右衛門と云也、此事によりて龍田の社御修造の例はあきなり、元禄十年丁丑に至りて、立野村の者共、魚梁船の事仰付られんには、運上の銀百五十枚を參らすべしと望こふ。此所は御料にて、しかも運上多く參らすべしと申ければ、其請に任せて、安村が支配をば停めらる。寶永五年戊子閏正月、大和の御料私領五百三ヶ村の百姓共、南都奉行三好備前守がもとに訴ふる所ハ、初め立野の者ども、魚梁船支配の事前例に準ずべ

りしと望み申ながら、賃銀をさへましくはく、剰船破れぬれど、其荷物をも償ハ
ざるのみにあらざれバ、ほしきまゝに掠め取ぬと申す。同二月大坂の干鰯あ
きなふ者ども又訴へしは、前例大和國中の田地肥しの為に干鰯うり渡
して、載送る船破れぬれバ、其料をバ魚梁船支配のものより償ひ来れり。
然るに去年丁亥十月、大地震に船破られし時、其料償ふべき事を申すと
いへども、其事に不及と申す。立野のものども召て、其料償ふべき由を下
知しぬれど、奉行の下知にも従ハず。同五月、備前守此由を京都に申す。同
六月、紀伊守信庸朝臣下向の時、備前守が申状をさゝげて、此事評定所に
や召決せらるべき。又京都にや召決すべきと申されしを、勘定奉行所に
仰下さる。荻原近江守等、南都奉行所并御代官所に事の由を尋ね問ふて
後に、かの魚梁船の事かへし付られんにハ、運上銀三百枚を参らすべき
由、もとの支配人安村望請ふによりて、立野の者ども、又三百廿九枚運上
銀を参らせん事を申訖ぬ。立野の村と申ハ、わづかに千石の地にして、戸

口の數も多からず。十四年此かた、此船の賃によりて御年貢を参らせ来
りしに、今はた是を安村に返し付られん事不便なり。只今迄のごとくに、
立野のものゝ支配たらん事然るべしと申ければ、同き六年己丑十月、勘
定奉行の異見のごとくに御沙汰畢りぬ。されど是ハたゞ魚梁船支配の
者の事のみにて、五百三ヶ村の者ども大坂の商人等と立野の者どもの
訴論の事決せしにあらざれバ、明れバ七年庚寅の春御代改りし後六月に
至りて、三好備前守参賀の為下向せし時、河内守忠岑朝臣に、かの訴論御
裁断あるべき由の申状を参らす。正岑朝臣、本多彈正少弼、中山出雲守に
此事を申されしかバ、二人評定衆と相議して、閏八月、衆中連署して進ら
せし處ハ、前例破船の荷物償ひ候事、魚梁船支配のものゝ償ひしとも聞
えず。海上銀と名付て、物一荷に五釐づゝの銀を、荷主共の許より取あつ
め置し所を以て償ひしなり。又立野の者共申も亀ヶ瀬よりうつし載し
所の魚梁船破れたらんにハ、其物償ふ事も有ぬべし。大坂より亀ヶ瀬に

至るまで川船の破れたらん、我國の事にあらず。志らざる所なりと申也。其申所理ありすべて上の御物を積載し船の破れしならも、是を償ふの制ハあらず。大坂の者どもも申所、其謂なし、前例の如きハ私に約せし所、公法にあらんや。もし是等の御沙汰あらんこと、他れ妨と成ぬべしとぞ記したりける。正岑朝臣此由を執し申し、評定衆に仰せて、重ねて此事許すまじき由の證狀を訴訟人等に書せ、勘定奉行して備前守にもかくといはせられけり。備前守心得ぬ事におもひ、正岑朝臣等衆中議せられし所ハ、大坂の者と立野の者との訴論の事なり。此獄ハもと大和の御領私領五百三ヶ村の者どもの訴申事あるによりて、大坂の者も訴出し所なれバ、御料私領の者どもれ申所ハ本にして、大坂の者共の申所ハ末なり。然るを其末を論じて、本をもあはせて同じ御沙汰ならん事いかゞ有べきと申たりければ、彼朝臣以の外に氣色を損じて、衆議によられて、御沙汰既に終りぬる事、重ねて申されんハ、御身の為よからじといひて其申す所を聞も

いれず。此年の冬十二月、我南都に赴きし時、備前守此事を語りて、深く憤りぬる色顕れたりき。明の年の春我帰りし後に、事の次でに此事を申出して、其時の御沙汰然るべからざりし事なりと申たりしが、いくほどなくして、備前守此事を憤り死にぞ死しける。かの安村も、やがて腹切て死す。さりとも此人の世にあらん程ハ、我冤をバとけなんものをと思ひたりしに、今ハたのむ所なしとこそ思ひたるらめ。哀なりし事どもなり。寶永の頃にハ、近江守重秀が計らひ申に付て、何事にも運上とて、抽分の金銀にめさぬハなかりき、又正岑朝臣の父中務少輔正任ハ、其父にハ似ぬ人にて有しに、此朝臣ハ右京太夫輝貞朝臣の外從兄弟にて、吉保の少将にもむすぼれたれバ、父にも祖にも超て、老中の職ともなりたり。されど極めて意地わろき根性ありて、我非を遂んとする人なりと聞えしが、己丑の年の御沙汰にも預りしにや、此度も先其母方の舅の弾正少弼して、評定の衆と計らせ、衆議已にかくのごとしと申て事を決し、備前守重ねて申事をバ、例の非を遂ぐべきが為に、権威につのりていひ破られしとぞ。世の人ハ申たりける、大学の書にハ、人の技あるを媢疾して、もて是をにくみ、人の彦聖なる是に違ひて通ぜざらしむ、寔に容るゝ事あたはず、我子孫黎民を保つことあたはずとこそ見えたれ、かゝる職にあらん人ハ、たとひ他の技能こそハなからめ、人を容る所なからん八、世の為人の為いかにやあるべき、

かくて御代も改りしに至て安村が子、父が此事によりて死せしを恨みて、其志つがんとや思ひけん。來り訴ふることやまず。又龍田の社も、唯今迄はかの安村がはからひに依てこそ、修造の事も有つれ。是より後は其事取計ふものゝなかりければ、神人等も此修造の事望みこふことありと聞ゆ。詮房朝臣いかにやはからひぬらむ。有し昔のごとくに、魚梁船の事、安村が子に還し付られて運上の事免除せられ、龍田の社修造の事怠慢なかるべきよし仰下されたりけるを。詮房朝臣此事は前代に申給ひし事なれバとて、其下知状をば某にも寫し給りたりき。

此年三月の半にやあらん。詮房朝臣に、近年以来世の風俗も日々に奢侈に趣きしに、諸物の價さへ増し加はりぬれバ、御旗本の人々、世の常の公務にだに随ひがたく。ましてや境をも越んほどのことゞハ、極めて難義のよし聞えて、前代の御時も仰下されし所に、是等の事に及バれし事もあれど、流弊となりて既に年久しければ、たとひ其心にハ分限に過にし事と思ふも、私に節倹に随ひ難き所もありとこそ聞ゆれ。いづれの時をもわくまじけれど、殊に御幼主の御時に、財貧しきが為に、出て仕ふる事のかなさあらん然るべからバ。いかにもして、是等の舊弊改りぬべき所、人人の異見をこらしめて、よろしく御沙汰の次第あらん事こそ願はしけれと申たれバ。かの朝臣も尤然るべき事なりとて、老中の人々に議して、其事を仰下されたりけり。此事仰下されしものハ、某が草を上らしめられき、横田備中守等承りて、四月を限りて異見をまゐらすべきよしをふれより、かくては御旗本の人々一人も残らず、其對を上りぬ。詮房朝臣みなく我に見せられしに、只いかにもして夙夜の懈あらじと云事をのミ申て、當時の御政事に及びし言はあらず。前代の御時かゝる事まで、必其が議を奉らしめられき。筑後守が議をも問給ふべきにやと申されしに。老中の人々も然るべき由申さるゝなり。議を参らせらるべしとぞ。詮房朝臣のいひける。されど調高ければ聞者稀なり。徹なからんには信ずる人もあらじと思ひしかバ、只先々の代々に仰下されし所の、

今に宜しかるべき事どもを取用ひ、其仰下されし所のことハ別にうつし出して、かれ是三冊を記して参らせぬ。其後それらの御沙汰も聞えず。あはれ大坂番士交替の比に、先だちて、御沙汰あらんこと然るべしなど申ちしかバ、詮房朝臣も申さるゝ事どもなきにしもあらねど、其程も過て後に某が議にこそかしこに付紙して、其事ハ今ハ行れがたし。此事ハ世に行るべからずと記して返されたりけり。我申ちし程の事ども、一事として御代々の仰にあらんと云事もなし。それらの事の今の代に行れざらんにハ、我言の行はれぬにはあらじ。我又何とかすべき。されど其御代の仰下されし所、今の世に行るまじきにハあらず。只人々の行はせ給ぬにこそあれ。其所令反其所好而民不従と見え侍れバ人々の好み給はぬ事どもたとひ其御沙汰に及ぶとも、世に行はるゝ事もあるべからず。されど上御成人の後我世のはじめにかはりし事も有しと聞えしが、其事いかにやと問はせ給ひて、人々の記出されし所を見させ給ひ、此事其

理もあれがこそ其重て議し申所もなかりけれなど、思召るゝ事もあらんにハ、祖宗の法用ふるにたらずと申ちし事の如くなる事出来まじきともあるもはかれず。されバ某是に對する所の議をバ参らせ置べきなり。是等の事ハ先置ぬ。人々の異見を聞し召て、宜しく御沙汰の次第あるべしと仰下されしに其御沙汰に及ばれざらんことこそ然るべからね。只いかにも御評定ありて、其事に及ばるべしといひしかど、此後つひに仰下さるゝ事もなくして事はてにけり。〔其時の議草、老中の人々の付札、共に悉く寫し置ぬ。あはせ見るべし。其事ども、今によろしかるべき事をのみ記し出したれバ、世のため人のため然るべき事ども、先々の御代に仰下されし所にあらぬもなし。されど人人の為にハ、好み給はぬ事どもも多きがゆゑなるべし。〕我よく知し召れし御事のなくなり給はん後にハ、我言の行はれざらんハ、去年の九月廿七日より思ひ設けぬ。されど此金銀の事に限りてハ、天下の患是より大なるものなけれど、當時の御政を輔け申されし人々の中、一人もかゝる事議し申さるゝとも聞えねバ、去年の春我ひとり身を

訂正 吾散之吾能收之の七字、イ本に吾教之吾能好之ともあり、また吾臺之吾能奴之に作れるイ本もあり、

出して、封事を参らする事第三度に至りぬる時ハ、既に御不例の最中になりしかば、御志し決し給ひ、銀造る事を停められ、近江守重秀が職奪れたりけり。其後ハいかにもして、金銀の製古にかへされんことを思召はかられ、隠れさせ給ふべき御きは迄も、此事に及ばれしハ、今の御政を輔られし人ハよく知給ひぬる事ぞかし。されど、又かくれさせ給ひし御跡よりも、此事を議せられし人も聞えず。吾散之吾能收之など云事もあれバ、我はじめ封事を上りしより、此患を除かんほどの事、おもひよらざるにもあらじ。ましてや、かの御志を世に行はせ給ふに及ばで隠れさせ給ひしをば、今の人も後の世にも、此事をこそ其代のあやまちなりともおもふべけれが、善く志をつぎ、善く事を述るを孝とはいふなり。ましてや是は天下後世の大患を救はるべき事なれバ、前代の御為にも、當代の御為にも、吾いかにもして、此事をバ申行ひてんと心一ツに思ひ極めて、此年六月改貨議三冊を記して、詮房朝臣に参らせて、我思ふ所をも聞えたりけり。

初め金銀の製古にかへさるべき事、仰下されしより、此方、世の人々私議せし所さま〴〵にぞ有ける。或ハ元禄よりこのかた作られし新銀どもも、古の製にかへされんには、灰吹の銀凡百十八万貫目を用ふべし。然るに當時一年に産する所の灰吹銀凡四千貫目に過ず。さらば其功の終らんことは、三百餘年をや経べきと云あり。或ハ諸國銀山より出る所の鉛をもて、當時の新銀共に雜れる銀と赤銅とを吹わけて、其銀をもて古の製の如くに、造られんには、其押とすべき鉛凡二百七十六万二千貫目餘を用ふべし。然るに當時一年に産する所、諸國銀山より出来る鉛、凡三千七百三十六七百貫に過ず。さらバ其功の終らむこと、七百三十九年餘を経べし。しかのみならで、かの銀と銅と吹わけん、年々鉛の毒氣に當り死せんもの、其數を計りしるべくあらじと云けり。或ハ今の新銀共をもて古の製にかへし製られんこと、其功成がたきハ、前の二條の如し。たとひ又古の製にかへさるべきことと有とも、今の新金を改め作られざらんにハ、金

銀の價相當らずして、必万物の價平かなるべからず。さらバ先今の新銀の價に相當るべき程の銀作られんは、金銀二ツながらの為宜しかるべき事なりといふあり。（以上三説ハ、皆是銀座のものゝ説歟、）或ハ元禄の比よりして、金にハ銀をまじへ、銀にハ銅をまじへて造られしかど、金銀を換べき法ハ、古の如く金壹兩の價六十匁なるべしと定めらる。されど世の人古の金銀の製と、改め造られしものと、其品を論じて、新金ハ新銀の猶古に近きに及ばずといひて、是より金銀の價平かならず。其後寶永に又金銀造り改められしより、銀改め造る事度々に及び、今に至りてハ、金三品、銀六品になりたれバ、世の入銀をもて銀に換るにだに、其價の高下あり。ましてや今の新金、其品ハ古に同じけれど、其製ハ少しきに軽くして、古に相半す。たとひ銀のみ其製古に復されんにも、金銀の價相當らずして、必世に行るべからずと云あり。或ハ新銀ども改造られん事もかなふべからず。金銀の價貴からず賤からざらん御沙汰もかなふべからず。さあし歳々に金

十万兩をいだされて、新銀ども買收められんにハ、さらバ世にあるところの新銀の數すくなくなりて、金銀の價を初めて、萬物の價も平かなるべしといふなり。（以上二説ハ、両替師と云者の説にや、）或ハ今の新銀の價甚賤しき實にハ其品の下れる為のみにもあらず。其數多きがゆゑなれバ、其數の半を收められんにハ、其價平かなるべし。されど故なく其半を收められん事もかなふべからず。好銅をもて大錢を鑄出され、今の新銀にかへて、其新銀をバ、悉々に吹つぶされ、銀と銅とを引わけて、其銀をバ御藏に收められ、其銅をもて大錢を鑄らるゝ料にあてらるべしと云あり。（是ハさきに大錢を鑄しものゝ説か）或ハ金銀の製古に復されんにハ、先寶鈔を造られ、金銀共に換られ、金と銀と鈔とをもて雜用ふべき由を定められ。次に新錢を鑄られて、錢の數をたされんにハ、天下の財用乏しからずして、諸物の價も自ら平かなるべし。次に天下の山々を尋ね求て、金銀銅の鑛を開かれなバ、十年の内外にハ、元禄以前に天下に通行せし程の金銀の數ハ出来るべし。其時に至りて

改造られし金銀を以て、寶鈔の半にかへて、其寶鈔悉くは焚棄られんに
は、誰ろ異議を申者のあるべきと云あり。是ハ然るべき人の中にくざかしき人のいひし說之或ハ
元祿より此かた金銀の品多く成て、其品古には及ねども、其數ハ古に倍
倍しぬ。されバ近年以来米穀の價年々に高く成て、古の飢饉と申せし時
の價よりも猶ましくはさきども、飢饉の者一人も見え来らぬは、金銀の
數多くなりて、天下の人各其財乏しからぬによれり。さらバ元祿よりて
のかた、金銀改め造られし事、其利益なしとハ云べからバ金銀の價平ら
かに、諸物の價平らかにならんには、金銀の數多からんにはよらじ。然る
は金銀の價平らかならずして、諸物の價年々に高くなりし事ハ、金銀を
換る事を業とする兩替師など申者の私は其品の高下を論じて、其價を
定むるによれり。たとひ此後古の製に復さるとも、又々いかなる事を巧
み出して、世の害を引いださんもはかりしるべからバ。公法に背きて私
價をたかぶる罪を糺されて、かの兩替師三五人をも嚴刑に行はれなば、天
下の人の心を慰めらるゝのみにあらず。金銀の價は立どころに平らか
に成て、諸物の價も自ら平らかになるべし。天下の人おのおの其寶を寶
として其利を利とすべし。かの奸商等が爲に誤られて、只今造られし金銀
を改め造られ重ねて天下の患を致さるゝ事もあらん。然るべからずと
云あり。是ハ武家の人々の中より出し說にや是等の說皆々よく其道を得し事とも見えね
ば、我議には先是らの說あらぬ事どもなるいはれを悉くに辨じ明らめ
て、次に我行ふべきと思ふところを議し。次には其法を記してすべて三
冊の書にはなしたるなり。詮房朝臣も、上の御志のほどはよく知られぬ。
いかにもして其事のならんことを心にこめておもはれしかど、世の人
議する事どもを聞て、いかにもかなふべからじと大方おもひ絶えらるし
に。我言を得て悦にたへず、老中の人々と相計らひて、此月の初つかた評
定の衆中に、金銀の事は、前代仰おかれし所なり。いかにもして古にかへ
さるべき事を議し申さるべししと仰下さる。此仰を記されしものも、さ其が議を用ひられき、され

ど是らの人々は、本より其心とする所、身の為家の為を計るにこそいとまさなけれ。天下の事憂ふる心の及ぶべきにもあらねど。なまじひに本末しらぬ事いひ出て、世の議となさらん事益なしと思ひぬれバ、いかにとも對へ申す人もあらず。かくてハ事ゆくべしとも覚えず。此事仰奉る事なからんにハ、誰かハ其心をも用べき。其人を選みて、仰蒙らんにハちくべからんどといひしかバ。詮房朝臣又老中の人々と議して、十月三日に其人を選み定らる。老中にハ但馬守喬朝朝臣、大目付にハ中川淡路守、勘定奉行にハ、水野因幡守、目付にハ大久保甚左衛門、（今の下野守が事之）勘定吟味役ハ、杉原萩原二人共に此仰を蒙らる、

かゝるほどに和泉國堺の商人にて、谷と云者のひそかに此事を議して記せるものを、京に住者の我許に送れるありき。其議せし所ハ、我さきに議せし所と同じからねど、當時にハ行ハれ安かりぬべき事なり。かゝるときゝ其道を業とする者の申所よき事もあらんと思ひしかバ、其記せしものを、詮房朝臣に見せしに、世の人ハおもひ絶にし事なれど、其事の行なふらんべき道先二條ハ出来れりと、其悦はたぐへず。かの朝臣と相議りて、そのもの贈りし者の許に、我が思ふ事ども記しも盡されど。其人爰に来る事もあらんにハ、いふべきこともこそあれといひ送りしに、いくほどなくて其人爰に来りぬと聞えしかバ、やがて其人を召呼て、我如き者の志れる事にハあらねど。世の為人の為なり。いかにもして此事仰蒙りし人々に申すべしといふに、萩原殿にもかゝる人をしれる由ありといふ。萩原殿とハ、管美雅の事なり。源左衛門の事之、此事の緒を奏志しハ偏に此人の功なり、萩原の事ハ、我も志れる人なりよき幸にこそあれ。其ゆかりの人して云べしといひて、やがて美雅の許に斯る事こそあれ。其人召問れなんやといひ贈りしに、此事仰を請しより、我も思ひ、人にもとへど、いまだ然るべき事も候ハぬに、幸なる事を承りぬと答へて、かの者にあひて、其事どもいハせ問べきことゞも問ひて、此仰承りし人々と相議りて、十二月十七日、喬朝朝臣に斯とこそ申たりけれ。此事我もといひ贈りしハ鷲津見源太郎と云、呉服師なり、此者ハもと丹波の赤井が後之、谷長右衛門安

青山堂蔵版

の銀氣あるにも及ばざれバ、大坂の者共して、其銀とちせんにハ、何事かあるべき由ハ、某が初め参らせし改貨議に記志し所なり。されバ此事ハ、大坂の者どもめし試むべきよ議定して、其餘金銀造らすべきところ、金銀換べき所の事宜等を、評定せられ。是等の時宜、人々の申行ひし所、某が心にハ然るべしとも覚えぬ事どもあり、美雅も我心に同じかりき、此餘又新錢の事等も、水野因幡守が申志しによりて、衆中異議もなくて、其議を上りしとぞいふなる、案のごとくに、銀吹わけ所など云所より火出して、延燒の所も多く、又其所まて違犯のものなど多く出来て、其罪に行ハれ、其後ハ其法改る事どもあるまや、新錢の事行れがたき事どもも出来て、世の助けにもあらず、すべてふしき才ありて、事の大本をもしらぬものゝ、已が功あらん事を思ひ計りぬる事にハ、遠からずして其煩らひ出来る事、よの常なり、此時に我いひし事どもハ、詮房朝臣もおもひ合せらるゝ事もあるべし、五月十五日に至りて、前代の御遺意によられて金銀の製古に復さるゝ由、世の人に仰出されたりけり。すべて此仰ハ草を進らせられよと、詮房朝臣の望まれしによりて、此事に限りてハ、其辞し申べきにあらずといひて、悉くみな其草をぞ参らせたりける。

是より先、五月十三日に、銀座の者ども四人流罪せられ、一人ハ追放せらる。此事を承りし勘定衆保木小宮山等二人召籠られけり。初め此等の輩の罪を論ぜられて、銀座の輩初よ低銀ども造るべき事を議し申て、御代代の大法に違ひ、重秀一人が下知によりて、其低銀ども造出し、終に天下の大患を致志し事ども、其罪最大なり。悉く皆首を刎らるべしと申されし人々あり。是ハ昔より銀造られし事ハ、老中の人々連署の状を下されしに、元禄の時よりして、勘定奉行連署して下知しき。寳永七年の三月四月中正徳元年の八月の事ハ、前に記志し事のごとくに、重秀が計らひにて、保木小宮山等連署させて、下知して改め造らせけり。左中又寳永より此かた、多くの低銀造りし事、深江といふ者、重秀が旨をうけて、座中の者ども語らひて、連署の状をさゝげて、議し申たりし事どもなり。某此事を論じて彼等が罪誠に大なり。されど元禄に金銀改め造られし時、祖宗の御法に違はれて、老中連署の状をも下されず。勘定奉行して下知せしめらる。是によりて、寳永正徳の時にハ、重秀一人の状を下志しなり。當時重秀勘定奉行

の上首として、特に其事を仰蒙りし者の下されし状、銀座の輩、其下知に随がひしこと、深く咎むべきにもあらず。もし重秀一人が状を下せし時、其法に違ひし事をもて申さゞるよしをもて、罪せられんにハ、元禄の時、勘定奉行連署の状を下されし時、祖宗の御法に違ひし事をもて申さゞる事、是も又其罪なしと申すべからず。官ハ法を出す所なり。民ハ法を奉ずるものなり。官已に自ら法に違ひて、民其法の違ひしことを申さゞるをもて、民を罪せんこといかゞ候べき。凡犯罪に首罪あり、同罪あり、縁座あり、軽重もこと同じからず。重秀此事の首罪なれバ、前代の御時職奪われ、召籠られしかど、隠れさせ給ふ時に及びて、御勘氣の者ども一切に御免の仰あるによりて、其罪を正さるゝにも及バずして、其後病ひして死し畢りぬ。首罪既に其誅をまぬかれたり。然るに、同謀縁座の者のみ、ことごとく皆誅せられん事も、またいかゞ有べき。同謀縁座の者ども、必死をもて其罪を決せらるまんにハ、重秀が棺を發し、屍を戮せられて、後に其事に及ばるべきか、たとひ死せし者ものある事有て、其冷かなる肉を寸斬せらるゝとも、重秀が頑鬼の如き、何の痛苦か知べき。さらバいたづらに、残酷を世に示さるゝにて、君子仁厚の政にハあらず。其重秀が事を用ひし時、其罪を論申せし事ハ知給ひし所なり。又同謀縁座の者ども、某一人も其面を見しものもあらず。されバ某かく申所ハ、彼等が為に其刑を緩くせんとにハあらず。只いかにも當時の御為に、其刑の當らん所を思ふが故なりと申たりければ、其罪みなし軽きに従ハれしとぞ聞えたる。其後又銀座の者の家財を籍没して、深江と云者の手づから自ら記せし簿帳を得しに及びて、寶永正徳の低銀造りしに就て、重秀金二十六万両を分ち取、其餘古画奇珍の物ども贈りし事ども、并重秀が従者、長井半六金六万両を分ち得し事等、皆顕れたり。かの従者も、其罪まぬかるべくあらじと申されし人人あり。我また其事を論じて、重秀此事の首謀なれバ、その従者ハ律に云なる、従而加功者なるをもて、又六万両の金を分ち得たり。前に論ぜし事

此年八月三寳院門主訴の事を御沙汰ありけるが是ハ醍醐の院家報恩院理性院無量壽院等路次禮節の事より起りて門主ょ對捍の事有しを訴申されしによりて此年の二月三院共ょ下向すべきの由寺社奉行所の召文を遣せしょ紀伊守信庸の朝臣老中に狀送りて三院ハ當時の御護持の僧ょて就中報恩院ハ東寺の長者理性院ハ第二の長者なり。當職の法務加勤等一時遠國ょ去し事密家ょおいて其例なし。台家ょハ其例あるゝの由を申す。是によりて仁和寺大覚寺安井等ょ其例をとハれしょ各答へられし所三院申條ょ同じ。三寳院ょとハれしょ東寺長者職護持僧の時関東下向の例を記し出さる。三院残らず下向なからんょも苦しかるまじき事ょやうちうし其が所存を承ハれとの叡慮の由傳奏の人人申されぬとぞ記されたる。詮房朝臣此事いろょや有べきと問けれしかバ三院しるし出せし所ょも台家の例あり。三寳院殿しるし出されし所ょハ密家の例あり。三院當時の護持僧なるをもて朝憲をかりて奉行所の名ょ随がハず。三寳院殿ょ對捍の罪已ょ決せり。事由るかせならん事然るべからず。其中一人をとゞめられて其餘ハ早々下向せしめらるべきよしを仰遣はさるべしと申す。其由を答へられしかバいく程なく報恩院理性院兩大僧正下向せり。三寳院殿訴へ申さるゝ所をもて名といるゝょ三院共ょ昔ハ門跡と稱したりき。今に至りても三寳院と共ょ東寺長者職ょ任じ同じく護持の僧ともなさるゝ。然るをやゝもすれバ其門下の院家の如く申さるゝ條其謂なしと申より事起りて寺社奉行の人々其枝葉の事どもを論ぜしほどょ其事の論多くなりて此獄いづれの時ょ決すべしとも見えず。詮房朝臣此事をとハれしょ是ら訴の事を決せんょハ何條事か有べき。堂上の人々のかゝりきらん所も口惜き事ょこそと申たりければ老中の人々よりも議せられたりけん。其が議を參らすべしと有けり。其が議を參らする迄もなし。院家等ょ此問目を下さるべしといひて醍醐寺の座主第七十三代三寳院の準三后満濟應永年中

其職に任ぜられしより此かた、他院の僧座主職に任ぜられし例あるや、と問ふに、其例なしと答へ申す。慶長年中東照宮醍醐法流の事其沙汰に任ぜらるべき由の御條目は、いづれの所に有やとといふに、此事をば存ぜずと答へ申す。勅賜開山大師號の事によりて、勅使登山の時に、三院其座を論じて、法會に預らざる事の由を問ふに、灌頂曼陀羅供の時、院家寺家同席の儀ある事は、此二會においては、大阿闍梨を尊崇の儀有によれて也、他の法會に比すべからず、然るをかの法會に當りて、三寶院の門主院家寺家等座次を同じくせらる。是によりて集會にあたはずと云、其後凡天下の事勢は時に隨ひて相變ぬ。古時の例、今日の事に準ずべからず。醍醐寺座主職の事も、古に有ては彼山の院家等相互に補任の事ありしかども、應永より此かたは、三寶院の門室譜代の職となれり、其餘或は門跡と稱し、或は院家と號する事の如きも古の時は今の如く其品異なりとも見えず。就中神祖天下の事を知し召れしに至りて、古來の例を斟酌せられ、當

時の時宜を議定せられし所は、當家一代の定制なり。然るに、當時の制を捨て、往代の例を論ずる事ども、其謂なし。慶長よりこのかた、醍醐法流の沙汰を任ぜらるべしの御條目を、三寶院殿になされし事は、たとひ諸國散在末流の寺院も、此旨を存すべし。況又其山において、他に異なる由を申す院家等、承り傳ふる所なき由を答へ申條、當家代々其寺領を寄附の恩より來る所をもしらずんば、當時何の法制を以て其軌範とはするや。たとひ其當家百餘年以来、かの山の事をすて、三寶院殿の沙汰に任ぜらるる事を存じ知らずとも、一山の座主職に任ぜられし事は、朝家の勅旨なる事を存じ知らざらんや。三院古の時に在て、門跡の號あるをすて、他に異なるの院家たる由を由す。當時に在て、正しく一山の座主職に任ぜられ、一山沙汰の事を任せられし門主に對して、無禮を顯はし、爭論を起すごとき者ども、いかんぞ護國の大法、聖躬の護持など、其功驗を致すべきや。又醍醐寺開山の祖、贈號宣命使登山之日、其座位を論じて、集會にあた

ハざる事の如き、たとひ其宗儀におゐて大阿闍梨を尊敬の儀、大日如来に相同じきと云とも、僧家四恩の義によらバ、朝恩佛恩いづれか軽重あるべき。朝使禮待の儀、大阿闍梨尊敬の儀に及ぶべからざる事、其謂をしらず。況聖寶僧正滅後八百年の後に至りて、勅賜大師號の事、其法孫にありて、此會場に相預かるべき事、誠に希代の値遇なり。然るに一偏の我執によりて、朝恩をもかへりみず、師恩を併せて忘れしこと、都て律義において、何のかなふ所か有べき。路次禮節の如きも、同位同官禮節に及バざる、堂上の例ならんにハ、假令同官同位の大臣路次において、摂関に相遇ふ時、同官同位の故を以て、致敬の儀に及バれざらんや。三寶院殿においてハ、朝家既に座主職に任ぜられ、當家已に法流の事を任せらる、たとひ院家等同官同位たりといふとも、其職分においてハ、いかで其禮節なかるべき。是等の事ども答へ申べき由、六條を記して参らす。院家等此問目を得て、一條も披陳の詞なくして、怠状を参らせ、仰ぎ願くハ院家法流の差別相立ち、只今迄有来るごとく、一山如法の事に随ひ、此後天下安全の御祈禱を勤修せすめられんより外無他事由を申ければ、其獄立所に決してけり。（六月の事なり）其寺領の事等御沙汰に及バれて後、八月に至りて、其が草せし定文をなし下され、三寶院殿の使者并院家等御暇を給ハりて帰さる。やがて三寶院殿より謝恩の状を参らせらる、門室の興隆を悦び給ひたりける。此時の事記せしものども、大半ハ紛失して、今ハ只院家等に下されし問目定文等の草のみ残りしなり（此時三寶院殿の使者、北村長門守、安江頼母と云二人を下されたりき、）十月十四日に、第三年の御法會事終りて、十五日には人々参りて、御法會の事終りし事を申す。明ればば十六日に、詮房朝臣に會て、我致仕の事申べきなり。此年比凡の事申すにハ先ちらせしを、今はた其例にしたがひなんにハ、かへり思ひ給ハん所も恥かしければ、聞え侍りといひしかバ、大小驚きて、こハいかにかゝる事をバ承り侍るにや。前代かくれさせ給ふ御きは迄も、御跡の事ども仰合されしをバ、忘れ給ふべきにもあら

に至て、御上洛の事有べき時に、御跡にとゞめられし人々に仰られしハ、我京にていかになる事ありぬとも、我妻の知れる事ハあらじ。相かまへて事故なく送りかへしべきものなりとのたまはせ給ひし由は、其時の御事記しゝものの共に見え侍り。先此時の神慮の程を押計るべき事なり。次に太閤の代の程、神祖何のつゞがも渡らせ給ハざりし事、天命の然らしむるところなりとハ申せども、まさし御臺所の内助おはしまさばとハ申べからじ。さらば當時の為にも、後代の為にも、其功徳おはしまさぬにもあらじ。ましてや天下の大祖に配せられ給ひし御事なり。然るを都の内に捨おかれて、其御跡とはせ給ふと云事もなく、わづかに小院の僧の齋飯を分ちて、其御供に參らせん事いかにやはさふらふべきと申たりければ、御形改めさせ給ひて申す所理り至極せり。去ながら今に至て其故なくかの御事に及びなば代々の御誤りを顯しすねらするに似たり。神祖百年の御忌も程近し。其時に及ばん此計ふべきやうこそあれ

と仰られけるが、かくれさせ給ふ御時に、此事仰置れしと聞えて此度この御事は及ばれしなりけり。

十一月には、琉球の使來りて、御代をつがれし事をも賀し參らせ、其王の代をつぎし事をも謝し奉る。是よりさき、琉球より奉れる書法ハ、我國にて往來する所の如くなりしを、其王尚益が代より漢語を用ひ、書函の式等も改れり。されど異朝にしてハ、當代の御事の如くなることのなければ、稱し參らする所も、文字を用ふる所にも、然るべしとも見えぬ事どもあり。殊にハ外國にして、我國の文字を用ひ來りぬるハ、ひとり琉球のみなりし。有し御代々の如くならん事ハ、國躰においても然るべしと申たりければ。詮房朝臣さらバ其事いかにや仰下さるべきと問れしに、取計ふべきやう侍りとて、琉球の書に大君尊夫人又ハ台聽等の字をも用ひん事然るべからんや。其國の心のごとくにはして、かの使者に申さるべしと記して、只何となく薩摩守に仰られ候べしと申す。其後薩摩守の許より仰下

訂正　奉る書ハ、イ本に賜る書とあり、

されし事申て候へバ、さらば今より後ハ、天子に上る書の如くにや候べき。我國より奉る書ハ、上の字を用ひられしかと見え侍り。又一位様月光院様御事いかゞ稱し參らすべきなど、かの使者申事あり。いかにや答へ申べきと記して參らす。前代に大君をもて稱し參らする事をとゞめられしも、大君とハ、天子の稱なるによりてなり。いかで天子に奉る所の字法を用ふべき。當時ハ天子より下三公親王の上にたゝせ給ふ御事なり。又上様とも公方様とも申參らする御事ハ、室町殿の代よりして、太上皇の御例を用ひられし故あるによりてなり。されバ當時も公家にしてハ、昵近の月卿雲客あり。武家にしても納言參議等をめしつかはる。上の字等を用ふる儀、又是によれる。又一位様、月光院様の御事、天英月光等の御號を用ひん事然るべし。其書法の如きハ、此度それ國王に賜らせ給ふものゝ儀、少しく差別あるにハ准じ參らすべし。すべて其問ふ所の事ども、本朝の故實をも當時の事躰をも心得ざるが故と聞えたれバ、此等の事ハ、薩州よりよろしく指南あるべし。但し尚益王以来の書法のごとく、漢語をのみ用ひんには、相當の文字得がたからんには、前例のごとく、古躰我國往来の文字の如くならん事ハ、かの國の議定にあるべしと記し下されたり。かの使者等承りて我國の書式改りし事ハ、前代に文たまふとませ給ふ由聞えて、先王敬を致せる所なり。只今承る所のごときハ、是より後只舊章により從ふべきにや候と申す由、薩摩守申たりけるを。すべて當時の事ども、漢語をもて寫し得がたし、大躰ハ朝鮮の國中にして、其國の事を記す書法のごとくなるべし、是天子より下れる事一等にして、其國に君たるが故なり、大君の事ハ、前にも記せし事のごとく、當時の御事に用ふべからざる事勿論也、尊夫人など稱する事ハ、異朝にしてハよの常の人の妻をも尊び稱する所にて、殊にハ琉球王の妻をハ、妃とこそ稱すれバ、それより下ならん稱をもて稱じ參らすべき事、尤然るべからず、台の字の事、我國にてこそ、大臣の事に限りて、稱する事なれ、是も異朝にてハ、よの常の人に通じ用ふる事、たとへバ我國にて御の字を通じ用ふる事の如し、是等の事ども記し出さしハ、押て我國の文字を用ひよといハん事、然るべからぬ事どもあり、されバ、是等の事ども仰下されんには、かれも自ら然るべき字ども用ひんことの難きを知て、申所あるべし、其時に至りて、ありし代々の例にもや隨ふべきと、仰下されん事、然るべしとおもひしが故也、果して、かの使者等かく答へ申なりけるを、然ども問べき事どもあれバ、其由を申て、十二月十八日に、薩

摩守の許ふ行むかふ、吉貴朝臣も對面ふ及ぶ、彼國の者どもまでもあひたり。此時ふハ縁塗ふ水干袴、太刀をバ用ひず、腰刀ふ紅梅の扇をとりぬ。此扇ハ近衛前摂政大相國の賜りし所まで、泥地ふ蝶を画がけるなり、十一月十七日ふ、増上寺の住僧申狀を捧て、来年ハ神祖百年の御忌に常り給へり。當山安國殿御修造ありて、御法會の事を行ハるべき由を望みこふ。其大要ハ、安國殿の神像ハ、御みづからの御影を、御鏡をうつし造らしめられ、御爪髮を籠られし所なれバ。第三代の御時迄ハ、御尊敬他ふ異なりしふ、第四代の御時、御幼稚の間、御参詣の儀も絶しより此かた、今ハ神殿草莽の中に朽すたれぬ。そもそも此神殿と申ハ、深さ六間廣さ十五間ふ作られ、殿内ふたゝみ六十六帖をしかれて、殿前ふ鳥居をたつ。これハ六十六州鎮護の御為なり。又安國殿と號し申すハ、御曩祖大光院殿より此かた、代々浄土門御帰依の事ふよりて、神祖我宗の奥旨を御相傳、時ふ安國院徳蓮社崇譽道和大居士と名付参らせし故によりぬ。是ふより、御中陰より始て、第三年の御法事ふ至る迄、我寺ふおいて行ハれたりしふ、日光山御勧請の事有し後ハ、我寺ふおいて、御法事等の事も行ハれず。然るふ、前代の御時ふ、神祖台徳院殿の御志をつぎて、我宗御再興の御事なれバ、我寺ふおいても、彼百年の御忌を行なハせ給ふらん事、前代の御志をもつがるゝ所なるべし。且ハ常憲院殿御法事、我寺ふおいても行ハれし、其例近きふありなどいふ事なり。老中の人々此事いかゞや有べきと、詮房朝臣と議せられしかバ、かの朝臣我思ふところをとゝる。上野國世良田長樂寺の文書ふ據るふ、御先祖の代々浄土門御帰依の由ハ見えず。和泉入道殿の御時よりこそ、此宗御帰依の事ハあれ。又金地院本光國師の日記によるふ、神祖御中陰の御法事、増上寺ふそ行ハれしかど、御内々の儀なるをもて、仙洞より参らせられし御香奠をも請けられず。夫より後周関第三年等の御忌の時、かの寺ふ於て御法事の儀有しふも、あらず、此事の御沙汰あらん、何條の事か有べきと申ければ、さらバ、よき

使につかはされて、水野因幡守、大久保甚右衛門、荻原源左衛門三人なり、大久保ハ所労の事によりて、丸毛五郎兵衛を以て、其代となさる、十月十八日に爰を立て、十二月に至りて帰参れり。過にし五月より、金銀改め造られて、世に行はれしに、やゝもすれバ、其事の妨ども出来て、今の法は如くならんには然るべからずなど、世の人申沙汰したりける。此秋より此事に、老中の人々の貢米の價をも、多くハ、只今迄通用の金を参らせよといはれて、改め造られしものをきらはれしかバ、世にはひとかくいひしもうべなり、かゝりし程に、十一月金銀の法を議して、此度改め造られし金銀をもて、只今迄世に行れし所の金銀に換らるゝ法行はれしより此かた、万物の價一時に騰り貴くなりて、公私貴賤の為然るべからじ、是に換るに良法ありと申ものあり。野島新右衛門と申商人なり、然るべき人々も、其申所いはれありしなどいひふらしけるほどに、すはや其法こそ改れとて、世の人金銀を換ふる事とゞめ、一時に停廢に及びぬ。我此事を聞て此事仰下されし初より、かゝる事もやあらむとおもひしかバ、一身の利潤を謀るがために、何事によらず、此事を害すべき事ども仕出したらむものハ、天下

訂正
其事をな原
本ニハなもじ
なし今補ひつ

後世のために、其罪をたゞして、嚴科に行はるべしと、かねて申出されたり。かゝる事申妨ぐるもの、罪科ハ、論ずるにも及バず。されどかゝる事申出すといふも、志あるべき人々の、竊に議し申す所有が故也。其人々の心を服するにあらずむバ、是等の事やむ時あらじと申ければ、詮房朝臣當座ハ此事仰蒙りし人々の中、此事の由をも心得たらむハ在京しぬ。是等の御沙汰に及バれむ事、いかゞあるべきやと申さる。此等の事を辨じ明らめむに、何ほどの事は候べきといひしかバ、されバ今其御沙汰に及バれむまでに、當時此事の由を心得たる人々ハ在京しぬ。志あるにかゝる事を申行ふハ、筑後守が所為也とこそ世の人申すべければ、我此事をおもふが故に、前のごとくにハ申也と申さる。初前代の御時に、我此事を論ぜしより此かた、天下後世のために、身の事をかへり見ず。たとひ世の人申す所ありとも、其事をなかへり見給ひそと申たりければ、さらバとて、其事を老中の人々と議せられしと見えて、十月の末つかた、彼申す所を尋

問ふべき人々をぞ、仰下されたりける。寺社奉行ハ建部内匠頭、大目付ハ松平石見守、町奉行ハ中山出雲守、勘定奉行ハ大久保大隅守、目付ハ鈴木源兵衛、中根半十郎、仙波七郎左衛門、永井三郎右衛門等、中川淡路守ハもとより此事を承る。かの申所の大要ハ、六十六州の男女の数、塵劫記に見えし所、凡四十八億九百九千六百万人、今に至てハ其数百倍に及びつべし。されバ其人別に十二銭づゝを徴されて、新古の金銀換ふべき所と、新銭鋳らるべき料とに被成、只今迄近世に行ひし金百両にハ、新金七十両、新銀百二十匁、新銭四貫文をもて換らるべしとの事也。此事いかにや有べき、おのおの其意見をまうすべき由、かの人々に仰下さる。十一月に至て、おのおの意見をまうす。其申所同じからねど、聞し所のごときハ其謂なしとも申すべからずと申す事に至てハ異ならバ。某先改貨後議を志して、此議をもて老中の人々に見せらるべし。此人々の心服せざらむにハ、事行れ難しといひて、詮房朝臣にまゐらせ、次に彼が申す所ことごとく皆其謂なき由を辨じ明らめしものをまゐらせて、此書をバ此事奉りし人々に見せらるべしと申す。是らの物共、別に志るし申しものハあれど、かの申志るし所を辨せし大要ハ六十六州の人別に、役銭を課すべき事、異朝の書にハ世々の戸口をしるしし事詳なれど、我朝の書にハ、わづかに一郷の事をしるししハあれど六十六州の戸口の数ハたしかならず。但昔上宮太子摂政の時に、かぞへられしに五百万人にたらざりしと見え其時四百九十六万九千八百九十人としるされしとも見ゆ。また一説に、聖武天皇の御時に当りてハ、八百六十三万千七十四人としるされしなどゝも申す。されど、これらの事国史にハ見えず。異朝の書に、漢の時五千九百五十九万四千九百七十八人としるされしハ、天地開けしより此かた、かほどの人多き事ハなき由申伝へたり。是ハ四百余州の人の数也。我国の人の数、前に見えし所も、なほ信用にたらず。かならず塵劫記に見えし所ハ、たゞこれ数学を試むべきための事のみ。当時六十六州の知行高をもて、塵劫記に見えし所にくらぶれバ、凡百石の地にある所二万人にして、猶其余分九万一千

六百四十八人あり。太平百年の今といへども、百石の地二万餘の人ある
べきや否ハ、人々の所領の事をもても推知るべし。又六十六州の人別、十
二銭づゝを徴されむ事、むかし塵劫記に見えしほどの人の数百倍したら
んにハさもありなむ歟。假令百石の地二百人宛あらむにも、人別の役銭
を徴して、金六両をもて、一両に換ふべき料とせんにハ、六人につきて、一
貫三百餘銭を徴されざらむにハ、其功終るべからず。天下の富むものハ
すくなく、貧しきハ多し。一日の間わづかに五十銭百銭の利をもとめて、
父母妻子をも養ふもの共、さほどの銭を徴れん事いかゞあるべき。しか
のみならず、寛永年中より、度々に鑄られし銭の数、其限りあり。其餘の古
銭の数、寛永以来の銭の数ほどあらんにも、當時天下に通じ行ふ所の銭
ハ、其大数ハ志られぬ。假令六十六州の人別、一貫三百餘銭を徴れんにも、
當時通じ行ふ所の銭の数、其十分が一にも足るべからず。さらバいづれ
の方より、多分の銭ども求出して、進らすべき。倭漢の古より、公役を課ら

れしにハ、幼と老とのごときハ、其役を除かる。ましてや、高貴の人下賤の
ものゝ其差等多し。此外行脚の僧、行旅の人の外にもかしこにゆき、こゝに
来りて、産業をいとなむものも多く、一郷の地、一村の里の中にも、朝に生れ、
夕に死して、其人の数定め難し。志かるに六十六州の男女一人も残らず、
其数をしるして、其役をバ課せん事いかなる法かあるべき。凡天下の人、
富と貧しきとをくらべんに、貧しきものゝ数ハ倍々しつべし。たとひ一
両の金をもて、二両の金に換て、半減の損失ありといふとも、是等の損失
あらんハ、中人より以上の事なるべし。それより以下ハ、一年を送る間に
も、一両の金得ざるもあるべし。然るを貧富を論ぜず、其身にも應ぜぬ役
銭を課せられん事いかゞ有べき。又當時行ハるゝ所の金を、新金七十両、
新銀百二十両、新銭四貫文を用ひて、換ふべき由の事、元禄以来の金をも
て古の製の如くに改造られしにハ、其数の半を減ず。されバ今度仰下さ
れし法の外に、新金二十両を増して換らるべき事いかにもかなふべか

訂正
べくバイ本にべくんバ或ハべくむばとかけるもあり、是當時の文にハ是等の誤多くありて、侍んべりあんめりなどつねにかきたれど、今皆んもじを削りぬ、

らず。又元禄以来の銀共をもて古の製の如くに改造られしかバ、十分に
して、其八つを減ず。しかるに、金を換ふるにも、其十分が二ハ銀を用ふべ
くバ、元禄以来の銀共換ふべき料の新銀ハ、わづかに十二万五千二百四
貫目餘のみ有ぬべし。ましてや新銀を造られしの法ハ、造り出せしもの
をもて、元禄以来の銀共に換へて、其換し所をもてハ、新銀を造る也。彼申
す所の法のごとく、金換ふるにも、新銀を用ひんにハ、何をもてかハ、元禄
以来の銀共にかへて、其金に換ふべき銀をバ造るべき。もし申所の法を
誤り用ひられバ、三日を出ずして、金銀ともに造り出す事かなふべから
ず。造り出す事かなふべあらさらむにハ、何をもてか金銀を換ふるの術
を施すべき。又當時通じ行ふ所の金ハ数、其十分が一に換ふべき銭の数
をはかるに、二千九百五十四万三千貫文を用ふべし。寛文の時凡十六年
の間、百九十七万貫の銭を鋳出せり。其代にハ諸物ハ價賤しかりしに、其
費用に堪ずして、鋳る事を停められき。ましてや、近年以来、万物の價騰り

貴きにおいてをや。さらバたとひ毎年に十万貫を鋳出すとも、二百九十
四年を経るにあらざれバ、世にあるほどの金に換へ盡すほどの銭を得
べからず。もし二百八十餘年の功を用ひて、金銀改造らむにハ、六十六州
の人に、役を課せられ、金百両の十分が二ハ銀を用ひ、一ハ銭を用ふる等
ハ法を用ふるにも及バず。其功を終ふべき道ハ、いかほどもあるべき歟。
此等の事共また其異見を進らすべき由をしるしく也。人々一言を捧ぐ
べきやうもあらねバ、重て異見を進らするにも及バず。此時に至て、初金
銀の事仰下されし時何事にもよらず事の妨仕出したらむ者ハ、天下後
世ハ為に、其罪を正して厳科に行ハるべき由をしるし出されたりしかる
にかゝる事議し申て、金銀換ふる事停滞するに至らしむ。其罪誅を容す
べからずといへども、寛宥の御沙汰によりて、死罪一等を減じて流刑に
處せられし由を仰下されしかバ、此のちハ、金銀換ふる事、又もとのごと
くになりける。彼事申せしものゝ流刑に處せられしよしを承りて、たち
所に氣を失ひてたふれぬといふ。此事を大和守重之朝

臣きゝて、人々まむかひ、此男のごときいかで是等の大事をな
し得る事の叶ふべきと申されしとぞ、誠よ名言とぞ覚ゆる、
此年の冬、前代の御遺志をつがれ、長崎の事御沙汰有べき由議定有けり
此御沙汰の事起りしハ、前代御世を嗣れし初より、海舶互市の料とすべ
き銅の数足らずして事ゆかず。地下人等産業をうしなひて、飢餓よ及べ
き由、長崎奉行所より注進す。これハむかし唐船の数も、交易の銀額も定
らざりしよ、貞享二年乙丑より、唐船交易の
歳額銀六千貫目、阿蘭陀船の金額五万両よ定められ、元禄元年戊辰よ至
て、唐船の歳額七十隻よ定めらる、然るに元禄八年乙亥伏見屋四郎兵衛
といふ者、額外に銀千貫目の交易をゆるされて、價銀千貫目ふあたる程
のものども、銅をもて買とらむ事を望み申す、其望所をゆるされき、是を
世よ代物替といふ事の始とす、明年丙子には運上の金壹万両を進らす
べければ、五千貫目の代物替をゆるされん事を請ふ、また望む所をゆる
さる、これ運上といふ事はじめ也、其明年丁丑に、長崎の商人高木彦右
衛門といふもの、船額七十隻の外に、十隻を増され、銀額六千貫目の外よ
貳千貫目の代物替をゆるされて運上の金貳万両餘を進らすべきよし
を望申ければ、こゝにおいて、伏見屋が代物替をば停められ、高木が請ふ
所をゆるさる、一年を隔てゝ、元禄十二乙卯萩原近江守林藤五郎等長崎
に下りて、長崎の會所にて、外國の船貨をかひて我國の商人小賣得し價銀
を、金子に換し所七万両、此外唐人阿蘭陀人の金銀つかひ銀落銀間金銀
役料抔といふもの共ふ、総計金一万両餘の外ハ、悉く皆公よ收らるべき
法を定む、これ地下配分金七万両といふ事のはじめ也、然るに初船額七
十隻の外に、十隻を増され、銀額六千貫目の外よ、二千貫目を増されしふ

當りて、交易の料に用ふべき銅の歳額八百九十万二千斤に定まれり、む
かし長崎にて海舶互市の事はじまりしより、此かた、外國の人交易して
得る所の銀をもて、換ふる所の銅をば、大坂よ住せし銅吹屋といふもの
共、十六人にて運送してけり、元禄十年船額銀額を増され、代物替といふ
事始り、明年戊寅に、こゝの商人桔梗屋又八といふ者、其事を承りて、運送
せし銅、歳額に足らざる所ハ、銀をもて、其数に充つべしと仰下されしに、運
送の銅なほその数すくなかりしかば、十二年の己卯、桔梗屋運送の事を
とゞめられ、大坂の銅吹屋并に諸國の商人等思ひ〳〵に運送すべきよ
し仰下されしかど、七万斤の外ハ、長崎に来り集らず、十四年辛巳に至て
銀座の輩に銅座の事を兼ねしめられ、諸國より産する銅を買得て、長崎
に運送すべき事を仰下さるされど、又年々よ銅の数たらずして、交易
行はれず、外國の人帰るべき期を過て、年を越すにハ至りたるあり、其
事の御沙汰ありて、銅運送すべき事承りし銀座のもの共に、催促しぬれ
ど。諸國の銅山より産する所、年々に減じて、其價騰り貴く、其價を増し加
へらるべしなどゝ申事まて事ゆかず。正徳元年辛卯に至りて、銀座の者共、
銅四百五十万斤をば運送すへきよしを申す。其數足らざらむ所をば承
るべしと望申すものありしかば。中川六左衛門といふ商人也、望む所をゆるされしに
銅の價なほ騰り貴くなりて、是も其利をうしなひて事ゆかず。我國まて
用ふべき所の銅も用ひたらず。明れバ二年壬辰の二月よ至れども、銀座

足らざるがために、其事の意見を長崎奉行所、駒木根肥後守 久松備前守 並に地下の役人等に、高木作右衛門を始めて長崎の町年寄共に問ハる。各しるして進らする所、取用ひらるべき事ども見えず。さらバ前代の御時に議せしめられし所を以て、改め行ハるべき法例の事共、某が草を進らすべきにまて、其大綱細目二百十一條凡八巻にしるして進らせたり。其事どもたとへバ絲のみだれたるがその端多くして、其緒を尋得べからぬがごとくなれバ、今こゝにハいかに共しるし得べからず。其詳ならむ事をしらむにハ、我前後の市舶議、並に市舶新例等の草を併せ見るべし。當家世の事しろしめされしよりさきの事共ハ、今はさら論ずるにもおよぶべからず。慶長六年より此方、外國の船ども来り商ひせし事、いまだ定れる所もあらず。其比ハ大明の代も、萬暦の比ほひにて、海禁の嚴なる時なれバ、今のごとくに唐船の来れるにもあらず。長崎にハ、たゞ西洋の番船のみ来泊りぬ。寛永の初に至てこそ、外國の船共長崎に来り商すべき由を仰下されしかど、阿蘭陀の船ハ、

訂正
定められハ定められしとあるべき
格へ

なほ肥前の國平戸に来り泊り。寛永の末に至て、長崎にハ移されたる也。又大名並に商人どもの御朱印を申請ふて、外國におもむき商せし事ありしも、寛永十一年まで停止せられける。其比にハ、外國より来れる船の數も、互市の銀額も定まらず。貞享二年乙丑に至て、始て唐人互市の銀額六千貫目、阿蘭陀人互市の金額五万両に定られ、元禄元年戊辰に唐船の額数七十隻に定められ、此比ハ大清の康熙の天子海禁を開かれしかバ、唐船の来る事、二百隻に及びしが故也。同八年乙亥よりして、額銀の外に、銅を用ひて代物替するなどいふ事出来て。同十一年戊寅に、唐船の額数十隻を増されて、八十隻になされ、額銀の外二千貫目の代物替をゆるさる。これらの變革前の注にあら〳〵しるしぬ 唐船の數定りぬれバ、定額の外に来れる船をバ、積戻しといふて、交易の事をゆるされず。又定額の船といへども、銀額定めあれバ、凡一船に積来りし物を、其價銀百六十貫目計りの物交易する事をゆるされて、其餘の物どもをバ、残荷物などいひけり。はるかの風浪

を凌き来りて、手をむなしくして帰らむ事も多くの貨物を載せ来りて、利すくなくして帰らむ事も其志にあらねば、いかにもして積来りし物どものうれん事を謀り。我國の者も額内の物を買得るには、懸り物など云事を始て其費用多く、利分すくなければ。いかにもして積帰らん物共買取らんと謀りしほどに、年々に私販の事共多くなりたり。出買、仲買、ぬけ荷、ぬけ買など、種々の名目あり、前代の御時、長崎奉行所に仰せて、長崎において、海船互市のために費し用ひし所の金銀銅の數聞し召れしに。慶長六年辛丑より正保四年丁亥に至まで凡四十六年の間の事は詳ならず。慶安元年戊子より、寶永五年戊子に至て、凡六十年の間に、外國に入りし所、金二百三十九万七千六百両餘、銀三十七万四千二百二十九貫目餘也。銅の事は、寛文二年壬寅よりさき、六十一年の間の事は詳ならず。寛文三年癸卯より、寛永四年丁亥に至て、凡四十四年の間、一億一万一千四百四十九万八千七百斤餘に及べりと申す。これはたゞ慶安元年戊子より此かた、奉行所に聞

えし所の事のみなり。夫よりさきの事共は、長崎ばかりの事にもあらず。前にしるしゝ事のごとく、外國の船どもも、我國の中こゝかしこに来り商ひし。我國の船共も、外國の中こゝかしこにゆきて商ひす。此餘對州より朝鮮に入りし所、薩州より琉球に入りし所の事等は、悉くにその數をはかり知るべからず。去は試に長崎奉行所よりしるしまゐらせし所によりて、其法を設けて。慶長より此かた、凡百七年の間、外國に入りし金銀の大数をはかりて。又慶長より此かた、我國にて送られし金銀の大數にくらべ見るに。金は四分が一をうしなひ、銀は四分が三をうしなふべし。さらば今よりして後、金は百年を経て、其半を失ひ、銀は百年を出ずして、我國にて用ふべきものは有べからず。銅はすでに今海舶互市の料足らざるのみにあらず。我國の歳用もまた足らず。我國に産する万代の寶貨となるべきものを傾けて、遠方より来れる一時の奇翫になすべきものに易られ、貨利の事の為に、我國威を損ずるに至らむ事、然るべき事共覚えず。

もし薬物書籍等を求め得んためにや、やむ事を得べからざらんには、當時我國に通じ用ふる数と、毎歳諸國に産する数とをはかりて、長崎并に對州薩州等の地より、外國に入べき所の歳額をバ定むべき事也。すべてこれらの事にも及ばず。長崎にして、毎歳互市の金銀銅の額數をのみ定められしこそ心得られね。されど、たとひ今よりして、是らの数を定られしとても、只今迄の如く毎歳に来る所の船数をも、毎船に載する所の物の数をも定められざらむに、私販の事やむ事を得ざらむは、只今迄の如くにぞ有べき。さらバ先凡毎歳我國に産する金銀銅の外國に入らむ所の大数をはかりくらべて、長崎にして、海船互市のために用ふべき所の歳額を定められ。次に外國の船共に載来る所△の中多少をはかりて、其船数をも、其載来らむ物どもの数をも定めて、載来らむ程の物共、悉く皆買とらむには、今迄のごとくに私販の者のためにも、我國の寶をうしなふ事もなく。外國のものどもの、我國の法を侮るといふ事もなくして、我國の威ハ、万里

の外迄も行はれ、我國の財ハ、萬世の後迄も足りぬべし。長崎の地下人に産業をうしなひて、飢餓に及ぶなどいふ事ハ、實にハこれ貧民の事にして、富者の事にハあらじ。其由を詳にせんにハ、其罪の帰する所あれバ、細かに論ずるにも及ばず。奉行人を撰ばれ、會所の法を正しくして、京大坂の如く、御目付を差遣されて、其事を監護せられなむにハ、長崎の事のみならず、西國中國事の為にも可然事也。此等の事共、前代の御時に議し申せし所の要領にて、此度草を進らせし所ハ、たゞこれ其法例也。法を設け例を立し事共、たとへバ常山の蛇のごとく、首を救ひ尾を救ひ、首尾ともに相救ひて、多かる事共、一事をも増し、一事をも減ずべきにあらず。されど前代の御時に、此事果して行はれざりしも、長崎の地下人等ハ、外國の船も多く、交易の物も多からむ事をおもひ、奉行人ハ、進らする所の運上の金も其数を減ぜず。治る所の地下人も其所を得べき事を思ひ。（その人によりて、自家の事計らむは、又此外の事なり、）諸國の商人共ハ、外國の者共多く来りて、元價も賤しく、贏

利多からむ事を思ひ。世の人ハ、段疋薬物の類多く来りて、其物を買求るに、價の賤しからむ事を思ひて。天下後世の事などいふ事をおもふものハ、一人もなくして。本末しらぬ者共、とありかくありといひしが故也。是より後も、朝夕を謀らぬ人々、世の多言れためニ誤られて、妄に其法を變ずる事あらむには、必ず其弊に堪ざらむ事、唯今迄の如くにぞあるべき。明れば正徳五年未の春正月の中頃、海舶互市新例を長崎奉行所に仰下さるべき御使の人々ことくを立、（大目付仙石丹波守、御使番石川三右衛門、其餘勘定衆等なり、）二月の末つかたかしこに至り着て、三月の初に、まづ新例の事共地下人等に仰下されて、次に唐人等に其事を告しられ。（此時よみ聞せしものハ、それがし草をまゐらせしなり、）我國の法を奉せむと申す者共にハ、信牌を分ち給りて、此後来り商をせむ事をゆるされ。我國の法をうけざらむ者共をバ、生理をゆるさず。即時に放ち還され、同五月西國中國の大名にも、新例の事につきて、仰下さるゝ旨ありけり。

未の年の春の比にやあるべき。老中の門前に落書あり。其記しし所ハ、攝河泉三州の者共、愁申す由にて。北條安房守氏英が事を訴し所也。詮房朝臣ひそかに此事をもて、我おもふ所を問ハれたりけり。しるしゝところ事實ならんにハ、申状をさゝげ訴ふべし。其うへ名を匿すまでもあるべからず。必ずこれ姦邪の小人私の怨を報いんためにせし事也。此落書をもて安房守に被下なバ、其人をバ得べきなり。都て是等の事をもて、奉行等の事御沙汰あらむ事、然るべからざる事の最也。たとひ奉行人等事にあやまつ事あらむにも、たゞいかにも至誠の道をもて、其心を感ぜしむることこそ、向後のために然るべけれと申ければ。老中と議せられ、松前伊豆守して、彼落書を安房守が許に贈られしに、（松前ハ北條が親戚たればなり、）果してあとかたもなき事共をしるしてぞありける。いくほどなくて、又佐渡の國人の申状の由にて、奉行の事を訴申せし落書あり。是も前のごとくにぞ、奉行に下されたりける。（河野勘右衛門に被下しと、）此ほどの事なりけり。老中相議して、奉行人を始

て、然るべき職の人々、其職を奪はるべきよし申さる。相摸守政直朝臣ハ、我ハもとより此人々の聞及びたりし事もあらばと申さる。山城守忠真朝臣ハ、いかなりとも申さるゝ旨もなかりき。當時此等の事あらむこそあるべからねと、詮房朝臣の歎申されしかバ、のたまふ所のごとくにこそ某も存ずれ。いかにもはからひ給ひて、とゞめ申さるべき御事也と答ふ。神祖百年の御忌事終りし後に、又此事に及びしを、當時ハ犯罪有しものをだに、赦宥の事も行ひるゝ是等の御沙汰、いかにやあるべき。若やむ事を得られざらむにハ、たゞなにとなく其職改補の事などもや候べきと申されし程に、人々かさねて申さるゝ旨もなくて事やみてける。此時に職奪ハれむと議せられし、御留守居、大目付、町奉行、勘定奉行等を始めて、其数多かる中に、世にハあかるべき人なりなどいひしもあり、然るを、かく議せられしハ、各そのいづれ有事共なるを、其事の由をしるさんも然るべからバ、其中二人ハいくほどなくてつひに其職を貶され奪ハれしなり、其餘ハ、今も事故なくておはする人々あ此年の夏の初めより、御不例の事ありて、御薬の験も見えずなどいふ事

訂正
ありけるハ、ありけりとあるべき擦なり、

まで、御醫を選ばれし事もありける。七月の十三日未の時ばかりに我退出せしに、山城守忠真朝臣のあしはやにまゐられしに行あふ。大和守重之朝臣も、召供の人も多からで、馳参らせ給ひしと、我召供のものゝいふなり。心得ぬ事にあると思ひて、東門を出ぬれバ、人多くあつまり立をきくに、忠真朝臣の乗物かきし男の息絶て、たふれしを見る也といふ。弥心得ぬ事に思ひしに、明日ハ人々のこらず出仕すべしと告来れり。是ハ此日紀伊守信庸朝臣の當直にておはせしが、いかなる事を聞誤られたりけん。御違例以の外也と、老中の人々に告知らせられしが故也。此夜老中の人々、もし諱まゐらすべからぬ事おはしまさん。御跡のいかにやなど議せられし事に及びて、前代仰置れし御事を、詮房朝臣始て人々にも洩し申されしとぞ。されど程なく上にハ御薬の功もおはしましけるに、わづかに一月を隔てゝ、九月十三日に、信庸朝臣ハ中風せられたりき。世の中の事共ハ、はかりがたき事になぞありける。御初生の頃に煩ハせ給ひし御事共ありけるに、山田

宗圓法眼といひし御醫の進らせし御薬の驗しありしより、常に御薬の事ハ、この法眼のみ承りて、その他の御醫ハ其事にあづからず、此年の御不例の事によりて、常の御やしなひの事おろそかなりし事ども聞えて、御薬の事改められバ、やすからぬ事にやおもひけん、我が許にも来りて、申す事どもありしが、信庸忠良等の朝臣、その申す旨を信じて驚きさはがれしより事おこりて、かの七月十三日のごとき事の出来りし也、さて、その後前代の御置れし事共、聞かれし人々の中、やがて御事あらむ後のための事ども、秘術を回らされしも、三四人迄ありしなど聞えし、皆々譜第の御家人など聞えて、前代にも當代にも、御恩淺からぬ人々なりけるが、中一人二人ハ、今もなほ其職におはするなり、頼みおさき世のありさまありけるに、前代藩邸におはしまし時に、ある若年寄の中より、西城の御殿の畫をまゐらせしありき、その明の日御養君の御事とて、西城に入らせ給ひたりけるに、其事のよしともおぼしめされずやありけむ、御代つがれし後に至ても、其人御覚よしとハ見えずして、やがて身まかれりけり、ありがたき御事とこそ覚ゆれ、

このとし冬、法皇の姫宮、八十の宮と申奉る御入輿の事仰合されて、来年の春ハ豊後守正喬朝臣、其事の御使を奉らるべしと聞ゆ。これ武家の代はじまれるより此かたの初例なるべし。今ハ見はてぬ夢なりけれど、誠にありがたき事にこそ。

前にもしるしたりける、近江國滋賀郡鶴川木下等の村と、北小松村との争論の事、初我申せしごとくに、北小松のものども、年久しき姦計もあらはれぬ。鶴川村にハ、慶永の比の證状も明らかなれバ、事すでに決しぬとて、そのさだめふみの草を、評定の人々より進らせられしを、詮房朝臣の見せられしに、心得ぬ事のありしかバ、其由を申たりけれバ、其地の繪圖等とりよせて見せられしに、果して心得ぬ事共なれバ、此御沙汰のごとくならむ事いかにやあるべきと申せし程に、評定の議中比變じて、其地を踏勘せざらむにハ、決すべからず。されバまづ、只今までの地頭の所領共、おのおの他所にうつされて、後に其沙汰有べしといふ事になりて、此年の冬、其御使を仰かうぶりし輩ありとぞ聞えたりける。此獄慶永の證状に其境をしるし所すでに分明なれバ、疑ふべき事ハあらじ、況や北小松の者共の進らせし證状ハ、謀計たる事も分明なるをや、然るに、前代の御時よりして、いまだ定りて事決せざる事ハ、世の人の申沙汰せしハ、事すでに決すべかりしを、紀伊守信庸の朝臣執政の職に補せられしによりて、評定の議變じたり。これハはじめ京にて彼朝臣の裁断の時、北小松の申所理ありとせられし事、二度までは及びましを、今はた打返して沙汰あらむ事、いかゞあるべきとの事なりしほどに、すぎにし比彼朝臣中風せられしかバ、又評定の議變じたりなど申しき、此年の夏の比にもやあるべき、黒、

青山堂蔵版

也弟也といふのミにもあらんに。藤堂が家従等も、皆々相しれる者ならむに、なほの疑はしき事やあるべき。しかるを其事をも決せず。幼きものも死し道三も又故なき事に客死せしこそかなしけれ。いかに此等のあはれをバしらぬ人々にハあるらん。さるにても、彼道三が子をバ、いかなるやなしけん、今はた其事を糺し問はれんに、猶々事決すべからず。所詮其山田死罪一等を宥めて、遠流に處せらるゝほかあらじと申ければ、其が議の如くにぞ決したりける。すべて評定の奉行人、決獄の事に心を用ひざる事かくの如し、ある人のいひしハ、甲州のものゝ子の事ハかの山田がいかにもなしてのちに勢州の幼きものを勾引して、乞食にあたへて、道三が子なる由を申ししとぞ、其事推治したらんには、事明らかなるべけれども、正しく其證ある事ならねバ、かゝる事申す人々に仰下されたりしかども、事ゆかしとおもひしかバ、本書の如くにハ議し申たりしぬ、

是もまた去々年の夏より聞えし。紀州牟婁郡船津村の者、名ハ九助の女子等、勾引せられし事、奉行の人々申す事有。これハ今より六年の前、正徳元年辛卯の冬、當國品川の驛なる旅籠する扇屋といふ者、名ハ道壽その召つかふものに、喜兵衛といひ、手代といふものゝ、金二十両をもたせて、下部の女買来るべき由をいひしかバ、其者こゝかしこ馳廻りて、終に紀伊國牟婁郡船津村に至て、貧しきもの夫婦、女子二人もちしを見て、此子共我主なる人にまゐらすれバ父母の身のためにもしかるべしなどいひすゝめて、十月の頃ほひ、父母ともに勾引出したれど、遠江今切の関を越ゆべきやうなければ、やがて見附の驛に人頼みしに、九郎右衛門といひしものすべき様ありとて、中刑部村といふ所のものを、おかち利兵衛といひしもの頼みて、山中の道を經て、見附の驛まで至りたりける此所にて彼姉妹二人のものを、金二十五両に賣るべしといふ事有しに、父なるものゝ其言葉にしたがはずして是ハ旅籠屋の召つかふものに賣べしといひしは我子それらのものになすべしと思ハずといひしに、十一月に至て、品川に来り着きぬ。主人也といふものゝ其姉妹成者を見て、いかにかく幼き者ども買得て来りぬらむといひて、其召つかふ者共に、家を追出してける彼下人我身だにあるを父母姉妹四人のものゝ事、いかにともせんすべなければ、主なるものを

青山堂蔵版

のて方に歎きて申す事共有しかバ、さらバ其姉妹のものゝ傾城にや賣べ
きといふ。其父母も、今ハいかにとも身をよすべきかたもなく、其はから
ひに任すべきより外の事もあらず。やがて彼主なるもの、かゝる媒する
ものと相議して、市右衛門といひて淺草に住せしもの也、世に女衒といふ業ゝ、新吉原なるものゝ許
に、巳屋治右衛門といひて世にくつわと云ものゝ、姉妹二人を姉の名ハゆき、妹の名ハしめ、駿河の國のもの也
といひて、身代金百五十両に賣渡して、其中三十四両二分をバ、彼媒のも
のにわかち。おのが下人と父なるものとにハ、七両づゝの金をあたへて。
其餘をバ、悉く皆主なるものゝ得分となしけり其後かの父母のもの、身
をよすべきかたもなく成て娘共の事媒せし者の許に来り許へしかば、
其者のはからひにて、娘の主の許に身をよせし程に、壬辰のはる二月に
至て、其母ハ死しぬかくて其事の由聞し者共父も子もかゝる身と成り
ぬる、いとほしけれど、これよりも猶今切の関越え来りし事のあらはれ
たらむにハいかなる罪にやハあふべきなどいふを聞驚きて、其事告訴

ふべしと聞えて、此事にあづかりし程の者共、かの父をさまぐにすか
しければ、とかくすぎつるに、年経て甲午の夏四月におよび、紀伊殿に告
訴へたれバ、其事の由をもて、奉行の人々にのたまひて、かの父なるもの
を送り致さる。これよりして此事にあづかれるもの共、評定所に召問ふ
に、例の長詮議に程へしうちに、彼父なるものか、去年乙未の年四月、獄中
に死しぬ。然るを此時に至て人々擬し申さしは、父始越関の事をしらず
といへども、既に其事をさとりたらむにハ、すみやかに告訴ふべきに、其
程経し事、罪犯軽からず。其屍の首をきりて、紀伊殿に渡されその郷土に
梟(カケ)られ、二人の娘をバ、今の主人に下し給るか。又ハ没して婢となさるべ
し。次に越関の事にあづかれる者共、或ハ磔し、或ハ斬べく。品川の旅籠屋
の事に至てハ、或ハ追放、或ハ流罪にや行ハるべきなどとあるし出たり。か
れ父なる者の越関の事をもしらざらむにハ、多くの年所を経て告訴ふる
事なかりし。其罪にハあらず。既に其事をさとりて、一年が程を経て告訴

はあらむくは、戸塚藤澤の間より、大の男一人附来り、川の邊になりし程に、彼者がふところに手さし入て、ふところの物どもあらしとるを刀を抜てたゞ一打にきりころしつ。所の者共にきられしものゝ事を問ふに、見知りしものにもあらで海道に徘徊せる盗人にやと申す。又彼若侍ハ、本多遠江守正武がもとにつかへしに、此程彼家をにげさりしもの也といふ也。強盗きり殺せしハ高名なれど、本主のもとをにげうせし上ハ、其罪のがるべからずと、まづ獄に下されたりと聞ゆ。りし此もの罪せらるゝ事あらむにハ、盗の餘黨ども流言して、盗殺せしもの、罪に行ハれしなどいはむにハ、これよりして後駿河中海道往還の人、盗の患に堪ふべからず。はからふべきやうあり。その程、御沙汰またせ給ふべしと、詮房朝臣に申て、朝倉與一景隆が許に使して、申すべき事ありといひやる。やがて来たれり。此程御身の主人の家をにげうせしものやあると問ふに。されバ候、坂井といふものにげ去りて相撲川のほとりにて強盗きりし事の侍りといふ。

来り給ふべしといひしハ、其者の事なり。年若からむものゝ、さる強盗きり殺せしを、本主の家出しによりて、其罪に行はれん、不便の事也いかにもはからひ申さるべしといひしかバ、承りぬといひて、明の日来りて、主まて候ものに申て候へバ、かの者の事、今ハ追咎むる事もなしとこそ申侍れといふ。いしくもはからひ申されたりといひて其由を詮房朝臣に申ければ、盗きり殺せし上ハ、沙汰に及ばずとてゆるされてけり。

是なる又其頃の事也けり。大和守重之朝臣、詮房朝臣の舎弟隠岐守詮之に逢ひて、仰蒙る所の商人の事、いかにもかなふべからずといはれし程に。いかなる事をか聞給ひぬらんといふより事起りて。其事を推問ふに、ある人のめしつかふものゝ、（曲淵下野守といひて詮之と同じく近習の人也。従者鈴鹿園右衛門といふものゝ、）詮之の書法いつはりて、何某といふ商人、金座の事仰蒙るべき由、重之朝臣の許にいひ送りし事にそありける。是ハ重之朝臣金銀の事を奉られて、詮

之の妻ハ、彼朝臣にむすぼうれたりしが故也。やがて此事にあづかれる
ものどもからめとりて、八人までありき、皆々其罪に行ハれぬ。かゝる事の出来
りし事も、近き世よりして、賄賂公に行はれ、それらの事をすて、貨賄得る
事共多かるが故なれバ、すでに商人共、その事かの事仰蒙らむ由、望請ふ
事共、一切に禁じ止めらるゝにあらずバ、此後も又かゝる事やむべきに
もあらず。殊にハ又賄賂の事行ハれざらむため也と申す事共ありしか
バ、詮房朝臣老中の人々と議して其制條を下されたり。去年の事也、我許
にある一寺の役
僧を使として、長崎の事をたのみて、領掌し給ふむにハ、先謝儀として金
五百両進らせ(是此比タテモノといふ事也とぞ)其事成らむのちハ、歳毎
に我息男等に三百両づゝの金をまゐらせて、恩に報ゆべしなどいひし
事あり、これ正しく我身にあれる事也、我ごときものにだにかゝる事い
ふあり、凡権勢の門の事
共、思ひやるべき事也、
四月廿二日に去年の冬、越後の國に大盗あるをからめ得しなど世人事
事しくいひしことの御沙汰ありけむ。これは盗賊追捕の事を奉れる、
船越左衛門が許に告来るもの共ありて、越後國蒲原郡安代戸口等の境

なる原中、大盗の住する者共ありて、其従類数多くなど聞えて。去年乙未
の十月廿初に、其告る者共に案内せさせて、手のもの二人かしこに差向
く。告る人ハ、三州立石村の嘉右衛門、武州妻沼村の七郎右衛門といふも
のハ、船越が手の者の松野市兵衛歳五十一、田澤勘太夫歳六十二、これ
ハ御先手同心衆といふ者也、同九日にかしこに至て、其盗といふもの、并従類等五人を
搦捕へ。かの盗ハ五右衛門といふ時に五十三歳、まづかれを安代の者に召預むとするに。爰ハ
小濱孫三郎所領也、かの盗ありといふものゝ居所ハ、最初安代戸口の地をわかち
あるへしかバ、安代のものゝみ召預けらるべきにあらじと申す。さらば
とて、戸口の者を召問ふに(是ハ溝口伯耆守重之の所領のうち也、)彼者の居所ハもとより戸
口の地にもあらずと申て、事決せず。御料所なれバ、茅野のもの共に召預
けむこせしに、御代官ハ能勢権兵衛なり、かれが住せし所の、安代戸口の者共預らざ
らむに、此所に預けられん事心得られずと申す戸口の領主、溝口の新發
田城の事を問ふに。こゝを去る事ハ九里、信濃路にかゝりて、江戸に帰ら
むにハ、道の程百餘里也と申す。又出雲崎の御料の事を問ふに、こゝを去

る事六七里。それより江戸に帰らむにハ、八十里餘の程也と申す。さらバ
出雲崎におもむきて、御代官に預置て帰らむに、便路よしといひて、搦捕
候もの共、并その弓鑓刀等もたせて、かれこれ十四五人。同十二日にかし
こを打たち。十三日の暮つかたに出雲崎に至て、（此所ハ亀田三郎兵衛 御代官所あるゆゑ也）と
らへ得し者ども預置むといふに、凡盗賊をとらへ得てハ、其所に預け置
るゝ事例也。しかるを此所にひきゐ来りて預られんと承る事、心得られ
ずと、御代官所の留守の輩申ければ。こゝにもまた預けむ事かなふべか
らず。多くのもの共引具して、こゝかしこ経廻りしほどに、路料すでに盡
ぬ。またこれらのもの共引具して、鉢崎の関を越む事もかなふべからんに。（證文なき が故なり）、柏崎迄引返して、二人相議りて、かのとらへしものどものうち
は免ゆるして、はなちやり。帰り来り事の由を申す。十一月朔日、左衛門此
由を申て、かさねて彼手のもの共さしつかはす。溝口より又仰下されし
旨ありき。同廿七日かのものゝ父子従類三人とらへ得て、戸口のもの共

に召預けし由。十二月の九日に聞えぬ。（五右衛門并其子 伊右衛門凡三人）日あらずして、其
餘のものども、皆からめとりてのち、溝口が家人等、路次のほど警固して、
率てきたれり。そのゝち大目付勘定奉行等に仰せて、其事を推問はる。（此時
に船越が盗賊追捕の事をとがめらる、またかれらとらへ得し手の者共
も召籠られてけり。これハ船越はじめ手のもの共差つかはさんにハ、ま
づ其事を申すべきえなど、老中の人々議せられしなり。これらの事まづ
申さし例もあらず。此たびハ、安代戸口のものども申す事ありしが故に、
かゝる事にも至りたるに、しかるを船越が職とゞめられしいかがある
べき。其のちこの事奉りし人々ハ、横田備中守、伊勢伊勢守、杉岡弥太郎か
れこれ三人なりき、）其人々彼盗といふものを始めて、安代戸口茅原等の者共召と
ひて、其申状をしるし進らせ。まづ御使を差遣されてかの住せし所、安代
戸口の間、いづれの地ならむといふ事を撿知せしめらるべしと申す。詮
房朝臣此事をもて我思ふ所を問はれしかバ、其居所の地の如きハ、枝葉
の事也。今其盗なりといふ者の申状を見るに、初安代戸口のものどもに
望請ふて、其境に宅地をトむ。是いづれの地ともかゝらざらん事を思ふ
が故也といふ。其申す所安代の者の申状に合ひぬ。又地圖を見るに、宅地

わづかに三反ならずして、戸口村の方にあたりて、杉のむらたち申
所有。すなはち此戸口のものゝ共、其村の境ゝに至れりと申す所也。さら
バその宅地あらへし初、すでに其地を棄てゝ、後の累なからむ事を謀り
し事明か也。當時何れの地ならむより、追捕の御使かうむるものゝ、召須る
盗賊を預らぬ事やさふらふべき。是等の事ハ、論ずるにも及ばず。まづ盗
也といふものゝ、真盗也や否の事をこそ、たづねきはむべき事なれと申
しゝかバ。御使をさゝれて、其地を踏勘せらるべき事をバとゞめらる。是程
の事に、あまりこの御使下されて、地押
せむなど申されしいうする事にや、其後かの盗也といふものゝ事共、た
づね問ひし所をまうし進らせしを見るに。其父ハもと茅原村の百姓也。
名をバ平三郎と云七歳の時父を喪ひ、母方の舅の許に養れしに、九歳の時其舅
も死す。仁右衛門と云是より乞食して、十三の時に茅原村のものゝ許に来り居
り。十五の時より、長峰地方、月岡等のものゝ共にめしつかはれし事、凡一年
の後、母方の姑なるものゝ、見付新町に住みしが許にある事四年餘。見付

新町の百姓の家に、久右衛門と云贅壻となりて、一人の男子をうむ。すなはち今
長蔵といふこれ也。時に廿三されどかの妻とせしものゝ、天性不孝のものにて、
それが父母の家にあらむ事、我志にあらじ。四年のうち、妻子家財を盡く
捨て、四谷観音寺の住僧に請ふて地を借り、田をうち作りしほどに、始す
てたりし妻のうみし子とりて、観音寺にまゐらせ。又五千町村のものゝ
女子を迎て妻とす。此時に五千町村の者共借し金の事によりて、我殺す
べしといふ事聞て、其妻つれて四谷を去り。こゝかしこに身をよせしに、
安代戸口の者共に地を請ふて、屋敷構へ、田地ひらき住む事、今に十二年。
近邊の者共相議りて、おのおの歳ごとに米豆を出しあたへて、一家米一斗五升と
大豆出しあたふ、盗賊を守らむ事を請ふ。是ハ初め四谷を去りし時、二年がほど、
盗賊の中に身をよせて、相しれるものども有しかバ、其者共に相約議し
て我住ほとりの村に、入来る事なからしむるが故也。家に兵具をたくは
へしハ、盗賊に備ふる所也。又従者等が事ハ皆是我むかしの事のごとく、

身をよすべきかたなきものどもやしなひて、晝ハ田畑作らせ、夜ハ村う
ち廻らする所也。我ハほとりの村々みなものよたすけられ、恒の産ある事
を得て、財も又ゆたかなりなれの足らざる事をうれへて、盗賊の事を業
とすべきと申れ。彼村々の者共名問ふよ、各申す所よ相同じく、寶永四年
八月廿三日、十五村の者共連署して、安代戸口の外よ新発田領十三村彼者たのみて、盗賊
守らしめし事を約せし證状を進らせ。又十年の前、東山寺といふ寺よ夜
盗入りし時かのものよ申ちしのバ、やがて其盗ども捜求めて、贓物悉く
よ取返して彼寺よあたへし事等を申す。又其役者等召問ふよ、人を愛す
る仁恩あれど、家を治ること嚴也。常よ我々を戒めてより来る所明らか
ならぬものハ、一物をも家よ入る事をゆるさじなど申す。さらバ初船越
が許よてとらかしこふして強盗し、多くの人殺なし事どもいひしハ、如
何とと問ふよ、あまりよ拷問の堪がたくて、とてものがれざらむものゝ、
少も早く身よ暇給ハらんとおもひて、それらの事共ハ申したり。其所々
の者共召問はれむふハ、事の實否ハあるべしと申す。ちく申せしハ、三や
がて彼申せし所の北方月岡臺黒坂等の所々よて、或ハ強盗或ハ殺害の月十日の事なりし
事ありし事共、其所々のものゝ召問ふよ、あのしく夫等の事あとかたも
なき事の由、證状を書て進らす。中よも溝口が所領の大庄屋といふ者の
由す。新発田領大庄屋助右衛門と申ものゝ、此村々よて人殺されたらむ程の事、某が許よ告
来らずといふ事なかるべし。されどつひよ是等の事承も及ばず。殊よハ
十五年の前、月岡村よて次郎作といひし者の家よ入て、そのあるじ刺殺し、
下人斬殺せし由の事、その次郎作と申すハ、三年前よ病死しつ。人のため
よ殺されしよハあらずと申す。我々そのあるしゝもの共を見て、當時盗
を治めらるゝ事ハ、世よ盗する者のなからむ為よこそあるべけれ。さら
バ此者の事是迄にて事決しぬべき事也。古の聖主の代よも、猶盗といふ
事のあれバこそ、是を治むる法をも設け出されたり。そもそも代よハ、政
正しく俗厚くして、人々おのづから盗すべき心のなかりし也。いやしき

訂正
たりハ、たれの誤なるべし、

等召問ふに、其申所各同じからず。せんずる所、伊勢守があやまちにこそ侍れと申す。詮房朝臣此後の事いかにやあるべきと問ハれしほどに、評定の人々、その張本三人流刑に處するの由すでに裁斷ありしかバ、今はた打返したる御沙汰あるべからず。されどかゝる重事、此まゝならむ事尤あるべからず。さらバかの獄中をにげ出し者共。すみやかに尋もとめて進らすべきよしをもて、餘黨に仰下されて。其期を過て尋出さゞらむ事、二たび三たびの後。餘黨の中罪重からむものども召捕めて、流刑に行ひ。殘るもの共には、其罪贖ふべきほどの物徴して、下小金井の者にわかち給らむにしかじと申す。老中の人々さいかにや議定せられたりけん。まづ伊勢守御勘當の事有と聞ゆ。此時の事ハ評定の衆議一決して、張本の者共、流刑に行ハれぬ、伊勢守一人のあやまちのごとくにありし事、心得ぬ事にこそ。前にしるし事のごとく、近き比ほひ、評定の人々、評定所留役人といふもの共に打任せて、訴論の事も、禁獄の者も、多くの年を歴れど、事決せず。かくては世の人いためいかにぞやあるべきといふ事共、つぶさにしるして、今よりして後、評定の衆中、訟聽かるべき事例を議し申ければ。まづ彼留役人ども、其職召放されて、公事訴訟百日を過て事決せざらむには、其事を申べき由の事等。奉行の人々に仰下されたりけり。いくほどなくて、上かくれさせ給ひし時に前代のかくれさせ給ひし時の如く、御勘當の人々、皆ゆるされしかば、伊勢守も出仕しぬ、是政村の事いかにやなりけむ、まさかの奉行の人々は仰下されし事、河内守正岑朝臣、過にし比仰下されし百日を過て決せぬ公事訴訟をば、申さるべき事等、今は其御沙汰に及ばずと奉行の人々は申されしとぞ、皆々よろこびぬと聞ゆ、奉行の人々こそは、心やすかるべけれ、世の人のうきひは、いかにぞや、

此年の春のすゑより上さま御違例ありて、御藥の事共驗もなく。四月晦日に申の時ばかりにぞかくれさせ給ひぬ。かゝりしほどに、前代の仰置れし事共により紀伊殿を第二城に迎へ入られ侍れバ、五月朔日によべ御他界ありし由、披露ありけり。同き七日にハ、増上寺にわたしまゐらせられ。五月七日ハ大坂陥し日也、周の時甲子の日を用ひぬ事こそあれ、月日も多かるに、此日かゝる事いうなる事にや、此時の供奉ハありし時のごとく其もさふらふ、此のちは、世すでに改りにけり、其御事にも随はず、同十二日に中の口なる、其が部屋返し

訂正 給ひぬハ、給ひぬるとあるべし、

青山堂蔵版

がごとく中
ぞ、へ、を中
△ほ中

進らす。詮房忠良等の朝臣をはじめて、近習の人々、悉く皆其職をとゞめられたり。詮房忠良等の朝臣、今まで奉られし職事、世隔りし後にはいかなる事にやとか思ふべけれバその事をこゝに註するなり。神祖より第二代の御時迄は奉書連判衆など申さし、其官五位の諸大夫に過ずして其禄も薄かりき、第三代の御時、二條の亭行幸の比より四品の侍従になされ、事等出来たり、其比は、堀田加賀守正盛朝臣、はじめの程奉書連判の衆になされ、程なく其事止められ、御側にさふらひて、老中の人々へ仰下されし御旨をも、又老中の人々申すべき事など、此人に就て申されき、此御代にぞ、大老若年寄などいふ事も出来けるなり、第四代より、御幼稚にて御代つがれて、老中の人々御政務を補佐せられしかば、其後は正盛朝臣の事のごときなる人もあらじ、第五代の御時、牧野備後守成貞の朝臣ハ、藩邸よりしたがひまゐらせしうバ、むかし正盛朝臣が時のごとくに、老中に仰をぞつたえ、申次ともせられき、そのゝちは、柳澤出羽守保明、御家号ゆるされ、御名字賜り、四位の少将になされ、甲斐の國主となりしほどに△老中みなしし其門下より出て、天下大小の事、彼朝臣が心のまゝにて、老中ハたゞ彼朝臣が申す事を、外につたへられしのみにして、御目見などいふ事も、僅に一月がほどに五七度にも過ず、前代御世つがれて、老中の人々、日々に召向はせ給ふ御事どもありしかど、この人々ハ、元より世の譏にいふなる、大名の子にて古の道学びしなどいふ事も、今の事をもよくしらず、只し此仰事傳へしのみにて、前にしるしゝごとく、天下國財の有無をだにしらぬほどの事なりけり、まして職務の事ども、其本末しらるべき事も、あらず、然るを、上の明審におそれて、前後の對をうしなはれし、あまらびあれバ、よのつねの事をも、まづ内々詮房朝臣して、思召事ハ仰下され、人々の議合ひしを、またせ給ひて其後に御前にめして、仰下さる、その理深く遠くして、たやすく心に得らるまじき事どもをバ、いくたびも詮房朝臣して、その論を上下し給ひ、つひにさとし得たまひ、其心に得られし後に、仰下され、かかり深の御事にも推して御沙汰ありし御事ハあらじざれバ、此人々にも申すべきほどの事ども、まづ此人して申さる、詮房の朝臣ハ、幼時より、つねに御側にめしつかハれ、其心の程をも、よくしろしめされしかバ、かゝる事をも仰かうふりしかど、なほ思召す事やありけむ、其後忠良朝臣して、その事を同じくせさせ給ひ、其座次ハ、老中とゝもに官の前後の次第によるべしと仰下さる、されバ此ほどまでも、詮房朝臣ハ、豊後守正喬朝臣の上に就き、忠良朝臣ハ、正喬朝臣の下にぞ就れたりける、それが中詮房朝臣ハ、むらし藩邸の御時より、夙夜に公にのみさふらひて、家に帰る事ハ、一年がほどを過れども、わづかに三五度には過きず、まして前代かくれ給ひ、上いとけなくおはしましゝうバ、老中の人々だに、一人づゝ宿直せられし事なきバ、此五年がほど、志バしも家に帰られし事もおはせじ、前代かくれさせ給ふ御時なほ事も我世にありし時のごとくなるべしと、仰置れしかバ、そののちも、ありし御時のごとく、上より仰下さるべき事も、詮房朝臣老中の人々と相議して、衆議一決のゝちに仰下され、下より申す事も、老中の人人詮房朝臣と相議し、衆議一決の上に、其事をも決せられぬ、されバ、我かごときものに、事を議せしめられしも、前代仰置れて、其御時のごとくに、詮房の朝臣のはからひ申されし故なるべし、此朝臣いとけなき時より、身のいとまなくてかのまなびしなどいふ事ハなけれども、はじめて、生質の美なる所ありて大かた古の君子の人にも恥まじき事もありし故に、前代の御遺託をうけて、此年月幼主をたすけまゐらせ、天下大小の事共議せられし所も、人々の心をも感じ服して、一事の廢闕もなくておはしたりき、末代にハ、ありがたきほどの事なり、然るに今に至りて八、人々申されし事もありけるにや、まことに此人、是等の事仰かうむる事のなくのるべからざるにハ、たとひ前代の御時なりとも、其職事をとゞむべき